

総基料第27号  
平成15年2月19日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 上野 至大 殿

総務省総合通信基盤局長

有富 寛一

### 工事費及び手続費の作業時間に関する講ずべき措置等について

標記に関しては、平成15年2月14日に情報通信審議会から所要の接続約款の変更について答申があったところ、同時に別添のとおり、講じられるよう配慮すべき措置が指摘されている。これについては、下記のとおり貴社において適切な措置を講ずるとともに、その講じた内容を報告されたい。

#### 記

- (1) 工事費及び手続費の作業時間について、平成15年度接続料に係る接続約款の申請においては、作業内容からみて東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社で差異が生じないと考えられるものを除き、基本的に東西別に算定すること
- (2) 接続事業者の予見性を高めるため、自前工事に係る設計費用・竣工確認費用の単金化について検討し、その結果を平成15年度接続料の再計算に併せて総務大臣へ報告を行い、必要に応じて単金化を行うこと

(答 申)

平成14年12月17日付け諮問第1084号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり報告します。

記

1. 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更については、諮問のとおり認可することが適当と考えられる。
2. なお、提出された意見及びそれに対する当部会の考え方は別添資料のとおりであり、総務省において、以下の措置を講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当部会の考え方）。（1）試験研究費を按分する比率として、過去の投資額に左右される取得固定資産価額を用いることの是非について総務省において検討すること。（考え方12）（2）工事費及び手続費の作業時間については、本年度はサンプル数が限られることから、NTT東日本・西日本の平均をとることはやむを得ないが、平成15年度接続料に係る接続約款の申請においては、作業内容からみてNTT東日本・西日本で差異が生じないと考えられるものを除き、基本的に東西別に算定すること。（考え方22）（3）接続事業者の予見性を高めるため、NTT東日本・西日本において、自前工事に係る設計費用・竣工確認費用の単金化について検討し、その結果を平成15年度接続料の再計算に併せて総務大臣へ報告を行い、必要に応じて単金化を行うこと。（考え方23）

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する  
接続料金の変更に対する意見及びその考え方  
(実際費用方式に基づく平成14年度の接続料等の改定) (案)

1 東西別料金導入 意 見	再 意 見	考 方
意見1 「全国均一料金体系」が堅持されるよう、通信料金制度の運用に当たって適切な対応を強く要請する。	再意見1 (意見1同旨)	考え方1
1 「e-Japan 戦略」がめざす世界最先端のIT国家を実現する上で、NTT東西会社をはじめとする民間電気通信事業者が構築する超高速・大容量のIPネットワーク及びそれらを通じて提供される光通信サービスは、「e-Japan 戦略」の具現化に当たり最新技術に立脚した世界最高水準の光通信サービスが、安価に、かつ全国限なく提供されることを目標とすべきであります。	3 1 総論としては、平成11年7月のNTT再編によって新たに設立されたNTT東日本及びNTT西日本について、両社の費用収益構造が異なるれば、結果として同一サービスの料金にも東西格差が生じうることは、再編当初から当然に予想されていたところです。	本申請に係る接続料について、平成14年12月11日付け答申(情報通176号)において、接続料規則に基づき、二つの異なる第一種指定電気通信業者がそれぞれの原価に基づき接続料を算定することが適切とされたところである。
1 「e-Japan 戦略」がめざす世界最先端のIT国家を実現するためには、これまで我が国における通信料金制度の根幹を成してきていた地域格差のない「全国均一料金体系」は、今後とも極めて大きな意義を有するものと考えられます。	3 1 しかしながら、NTT西日本の業務区域に存する民間企業のうち、通信費の経費に占める割合が高いものにとつては、利用者の通信料金に東西格差が生じるると、NTT東日本の業務区域に存する企業に対して、競争力が極めて不利となります。そのような企業は、高い通信費を嫌い、早晚NTT東日本の業務区域に流出しようとすることが想定されます。このことは、国としてe-Japan戦略の下にデジタルディバイド解消を推進する現下の国家戦略とは、根本から反しているものと考えます。	また、東西いずれかの地域でのみサービスを提供している事業者は、NTT東西のネットワークへの依存度が小さく、営業費に占める接続料の割合は極めて小さいため、東西格差が利用者料金に反映されることは想定され難いと考えられます。
1 「e-Japan 戦略」がめざす世界最先端のIT国家を実現するためには、これまで我が国における通信料金制度の根幹を成してきていた地域格差のない「全国均一料金体系」は、今後とも極めて大きな意義を有するものと考えられます。	3 1 仮に、地域毎のコストを重視した「地域別料金体系」が広く導入されることは、全国の中山間地域や離島など条件不利地域は、通信料金の引き上げによって「IT革命」の恩恵を享受しにくくなるだけでなく、通信料金の格差がコールセント一、データセンター、コンテンツ産業など通信を多用する企業の立地動向に影響を及ぼし、ひいては産業・経済活動等の東京一極集中に一層拍車をかけることが懸念されます。	また、実際、専用線と競合するデータ伝送サービスの一部(Bフレッツ、ADSL、メトロイーサ/アーバンイーサ等)について、NTT東西の間で、利用者料金が異なっている。
1 このたびの東西格差導入は、当面、電気通信事業者相互間の接続専用線等を対象とするものであり、利用者料金に直接反映されることは想定されないととの説明もなされておりますが、今後、これを契機に「全国均一料金体系」が崩れ去ることになる可能性は、到底看過することはできません。	3 2 NTT東日本とNTT西日本の専用線等の接続料に格差が生じることとなるれば、当面は、電気通信事業者による利用料金への直接の反映は想定されないにしても、将来的には利用料金に東西格差が生じるおそれがあり、NTT西日本サービスエリア内の情報通信サービスの展開や企	

このため、国におかれでは、デジタルディバイドのない健全な「e-Japan」の発展をめざす立場から、この問題の重要性を十分斟酌され、今後とも「全国均一料金体系」が堅持されるよう、通信料金制度の運用に当たって適切な対応を強く要請いたします。（島根県）

2 「e-Japan 戦略」がめざす世界最先端の IT 国家を実現していくなかで、広く国民が「IT 革命」の恩恵を享受するために、これまでのわが国における通信料金制度の根幹を成してきた地域格差のない「全国均一料金体系」は、今後とも極めて大きな意義を有するものと考えられます。

今回の NTT 東西会社における通信料金格差の導入は、電気通信事業者相互間の接続専用線等を対象とするものであり、利用者料金に直接反映されるかどうかについては不透明ではあります。今後、これを契機に「全国均一料金体系」が崩れ去ることになるとすれば、到底看過することはできません。

このため、国におかれでは、IT 基本法の基本的視点にもありますようにデジタルディバイドのは正という趣旨に鑑み、地域間で格差のない健全な IT 国家への発展をめざす立場から、この問題の重要性を十分斟酌され、今後とも「全国均一料金体系」が堅持されるよう、通信料金制度の運用に当たって適切な対応を強く要請いたします。（広島県）

3 NTT東西会社が異なる専用線等の接続料を採用するど、当面は、事業者による利用料金への反映は生じないと想定されるものの、将来においては、東西格差が生じ、本県を含む NTT 西日本サービスエリアの企業立地と企業活動全体に影響を及ぼす恐れがあります。

業立地活動等の社会・経済活動への影響が懸念されます。

したがいまして、利用料金に東西格差を生じさせるとのないよう、専用線等の接続料の設定について適切な対応を要請いたします。（愛知県）

3 3 通信サービス（固定電話網及び IP 網）は、「IT 社会」を支える国民共有的貴重なインフラであり、将来にわたって「全国統一料金体系」を堅持する必要がありま

す。仮に地域毎のコストを重視した「地域別料金体系」が導入されることになれば、全国の中山間地域や離島など条件不利地域は料金の引き上げによって「IT 社会」の恩恵を享受しにくくなるだけではなく、通信料金格差が企業経営等に影響を及ぼし、ひいては産業・経済活動の東京一極集中に一層拍車をかけることが懸念されます。

このたびの東西格差導入は電気通信事業者相互間の接続専用線等を対象とするものであり、利用者料金に直接反映されることはない想定されるものの、ここで一旦「全国統一料金体系」を崩せば、今後各種の IP 網サービスについても「地域別料金体系」導入に道を開くことにつながりかねず、その影響の甚大さに鑑みれば到底看過することはできません。

国におかれでは、地域格差のない健全な「IT 社会」の発展を目指す立場から、この問題の重要性を十分斟酌され、今後とも「全国統一料金体系」が堅持されますよう、適切な対応を強く要請いたします。（香川県）

3 4 2001年1月22日の第1回 IT 戰略本部決定のいわゆる「e-Japan 戦略」では、すべての国民が IT のメリットを享受できる社会を第1の目標に掲げております。NTT東西殿の接続料款を変更し、その接続料に料金格差を設けるということは、直接は NTT東西殿に接続する電気通信事業者の接続料支払いに影響を及ぼし

さらに、新電などの長距離会社を介在させないNTT東西地域会社の専用線等のみを利用している中小企業等は、さらには強い影響を受ける可能性があります。

このため、利用料金等に東西格差を生じさせることのないよう、NTTの専用線等の接続料の設定等に当たって配慮していただきたいと考えます。（静岡県）

ます。しかし、その接続事業者が自信の経営努力で差異を吸収できなければ、結局、最終ユーザーである一般消費者の電気通信利用料金に格差を生じるという結果になります。これは、地域格差を助長し、先に示したe-Japan戦略のすべての国民がITのメリットを享受できるという目標に反し、デジタルデバイドをより広げる結果になるのではないかと危惧いたします。（KVN）

再意見1-2 NTT東西間に競争を導入すれば、接続料が低廉化し、 국민一般は、電気通信事業者全般の利用者料金の低廉化を通じ、 多大なメリットを享受することが出来るものであり、接続料を全国均一とすべきとの議論は妥当性を欠く。

35 e-Japan戦略が目指す世界最先端のIT国家実現のためには、NTT東西殿の接続料、特にGC、ZC接続料の低廉化が極めて重要です。しかしながら、我が国のZC接続料（2002年度4.78円／3分）は、これに相当する英国の接続料（2.18円／3分）の二倍以上となっています。高いと言われているドイツ、フランスの接続料（夫々、3.11円／3分、3.71円／3分）よりも高くなっています。にも関わらず、来年度、再来年度の接続料は値上げとなる可能性もあるかと危惧しております。これは、e-Japan戦略という政府策定の国家的戦略に反することにもなるという点において、極めて重大な問題であると考えます。

世界最先端のIT国家実現のためには、競争導入、競争促進が最も基本的な重要な施策です。そのためには、まずNTT東、NTT西という個々に独立した独占的事業者の間に競争を導入することが基本です。収益状況がまったく異なるNTT東とNTT西が協調して同一の料金を設定していくは、世界最前端のIT国家実現は覚束ないと思います。

NTT東西間に競争を導入すれば、GC、ZC接続料

及びその他の接続料が低廉化し、国民一般は、電気通信事業者全般の利用者料金の低廉化を通じ、多大なメリットを享受することができます。

接続料を全国均一とすべきとの議論は以下の点において妥当性を欠くもののです。

- NTT東西均一料金はコストの低いNTT東に超過利潤を許容するものです。超過利潤は消費者の方々に還元されるべきものです。仮に、東西均一を実現するためにNTT東からNTT西へ資金援助が行なわれれば、これは超過利潤の東西間での「山分け」になります。

- 接続料を全国均一とすべきとの議論は、利用者料金と接続料を混同した議論です。仮に、なんらかの理由により、利用者料金の全国均一が必要であるならば（弊社はそのような必要はないと考えますが）、NTT東西融の利用者料金を直接統制すべきです。他事業者が支払うべき接続料を、コストを無視して設定すべきではありません。コストに基づかない接続料は、NTT東西殿と他事業者との間の公正な競争を損ないます。

- 接続料は利用者料金を構成する全コストのうちの一部のコストに過ぎません。仮に、NTT東西殿の接続料が均一となつたとしても、NTT東の営業費等々が西より低いのであればNTT東は西より低い利用者料金を設定すべきことになります。接続料の東西均一は利用者料金の東西均一に直接結びつくものではありません。

なお、TNTeit殿はその意見書において、GC、ZC接続料は東西均一、その他の接続料は東西別々となつた場合の「アンバランスなルール変更」について問題点を指摘されております。弊社としてはその他の接続料も東西均一とすべきとのご意見に賛同するものではあります。しかし、御省及び貴審議会殿におかれましては、競争の導入と促進及び公正競争の確保という最重要の政策

<p>目標に立脚して、GC、ZC接続料も含めすべての接続料について、コストに基づく東西別々の料金とするよう「バランスある政策」を実施していただくよう要望いたします。 (C &amp; W)</p>	<p><b>考え方2 専用線サービスにおいて、ある事業者が自前のアクセス網を設置し、NTT東西と設備ベースの競争を行っている場合は、同一エリアであれば両者の敷設コスト等は同程度であるはずであり、NTT東西それぞれの原価に基づいて接続料を算定する方が競争中立的である。</b></p>
<p><b>意見2 電話の接続料を東西均一にするならば、専用線の接続料も東西均一にすべき。</b></p> <p>4 「電話の接続料は東西均一／専用線の接続料は東西別」という決着に断固反対。電話の接続料を東西均一にするならば、専用線の接続料も東西均一にすべき。</p> <p>今回の改定のポイントは、専用線の足回り回線の接続料を東西別にしたことにあると認識しています。</p> <p>かつ、重要なのは、電話サービスの接続料について「東西均一とすべき」という国会決議がなされた状況下にあるということです。</p> <p>すなわち、このまま推移すると、「電話の接続料は東西均一／専用線の接続料は東西別」という仕切りになりそうだということです。</p> <p>このように主要サービス間で東西均一と東西別を併存させる決着が、弊社にどのような影響を及ぼすか、そして競争状況にどのような波紋をなげかかるか、以下に弊社の深刻な懸念を申し述べます。</p> <p>&lt;弊社事業の特徴&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弊社の事業区域は関東圏。したがって、NTT東日本殿の接続料水準に大きく影響される。</li> <li>・ 専用線のアクセスは、直収サービスを中心に展開。（NTT東日本殿と競争）</li> <li>・ 電話のアクセスは、NTT東日本殿に依存。（弊社直収電話は非常に小さな割合）</li> </ul> <p>こうした特徴をもつ当社に対して、「電話の接続料は東西均一／専用線の接続料は東西別」を導入したらどうなるか？</p>	<p><b>再意見2 (東西間の) 料金格差は電気通信事業者間の過度の競争を惹起しひいては却つて独占体制を助長する危険性を内包している。また、電気通信事業者は、ひとつのサービスに関しては、原則として均一料金で、提供しなければならないという原則に抵触する。</b></p> <p>3 6 また、TTNet殿の意見にもありますように、NTT東西日本殿の地域を主なサービスエリアとしている事業者にとっては、NTT東西殿の料金格差を受け止め、NTT西日本殿のサービスエリアに比べ、より低廉の接続料金を提供するような料金体系にせざるを得ません。競争を進展させ最終ユーチャーに利益を享受させるため短期的には、十分にもつてない電気通信事業者にとっては、経営の根幹を搖るがせる問題であり、新規参入者の撤退の引き金にもなりかねません。そして、長期的には、最終ユーチャーにとつて不利益となる独占体制に戻ってしまうという危険性を内包しております。</p> <p>さらに、今回の料金格差は、NTT東西殿を等しくサービスエリアとしている電気通信事業者にとつては、競争戦略上、自らの提供する接続料金をサービス品目は同じでも、地域毎に変更せざるを得ないといふことにもなりません。これは、総務省殿から常日頃から、ご指導いただいております、不公正競争を防止する観点から、電気通信事業者は、ひとつのサービスについては、原則として均一料金で、提供しなければならないという原則に抵触するものとも考えられます。もつともこれは、こ</p>

<p>・ NTT 東日本殿に依存している電話サービスは、接続料が東西均一となることにより、関東圏で事業展開しているメリットが特段生まれない。</p> <p>・ NTT 東日本殿と競争している専用サービスは、接続料が東西別となることにより、値下げ幅の大きい NTT 東日本殿への対抗上、東西均一の場合と比較して大幅値下げ圧力というデメリットを生む。</p> <p>・ 一部の回線に専用線の接続料金を適用している業務受託にも、同様のデメリットを生む。</p> <p>以上の通り、弊社の経営は壊滅的な打撃を受けることになります。その原因が「電話の接続料は東西均一／専用線の接続料は東西別」というアンバランスなルール変更によるものでは納得できません。</p> <p>ルール変更が競争状況に影響を与えるのは当然ですが、競争促進よりも特定事業者優遇に影響するようなルール変更是行なうべきではありません。ましてや、サービス間で整合のとれないルール変更により、接続事業者の経営に影響を与えることは断じて許されることはできません。</p> <p>弊社はこれまで「NTT 東西殿の接続料は東西別にすべき」と主張してきましたが、国会決議により電話の接続料を東西均一にせざるを得ないといふのであれば、専用線の接続料も東西均一にすべきと考えます。東西別接続料の導入は、電話と専用線同時に使うべきです。バランスを欠いた導入は止めください。アンバランスな政策が接続事業者の経営に与える影響をよくお考えいただきたくお願い申し上げます。(TTN et)</p>	<p>の原則を今後は考慮しないということでしたら支障はないと思います。</p> <p>よつて、音声の接続料金につきましては、国会決議により NTT 東西で均一とせざるを得ないとの結論がでております以上、独占力を有している支配的な電気通信事業者間でのもうひとつ的主要サービスにおいて料金格差をつけることは合理的な理由がないこと、デジタルデバイドのない均一な IT 国家を推進するという目標が政府方針として掲げられていること、料金格差は電気通信事業者間の過度の競争を惹起しひいては却つて独占体制を助長する危険性を内包していること等から今回の情報通信審議会殿の決定に対するご参考をお願いいたしたいと思います。(KVH)</p> <p>再意見3 (意見3同意)</p> <p>5 一部東西均一料金はあるものの車用線、光ファイバ、公衆電話、作業単金等について東西別料金としたことを評価します。</p>
	<p>考え方3</p> <p>NTT 再編の趣旨に鑑みれば、東西別に接続料を設定するべきであるが、他方、東西別にすることの社会的影響及び社会的要請にも配慮</p>

コストに基づく接続料は公正な競争を実現するための基本であることから、今後も東西別料金の対象を広げていくよう要望いたします。(C&W)

そつて、NTT東西別の接続料を設定すべきと考えます。

NTT東西間ににおいて接続料（作業単金等を含む）に差を設けることにより、今後NTT東西間の競争が促進され、一層のコスト削減効果が期待されるとものと認識しております。結果としてお客様の利便性の向上につながると考えます。(KDDI)

(1)東海新により異なる接続料の設定  
東日本と西日本とは以下のNTT東日本といふ。)とNTT西日本では指定設置部門における費用は異なっており、我々が電話通話料金としてその責任範囲にかかる費用は原則として東日本と西日本で同じ料金で支拂うべきである。(例)、(例)、  
特定の通話料金制度の存続する年度が終了した場合は、NTT東日本とNTT西日本とで日々の費用にあらず異なる  
接続料を設定すべきだと考へられる。

再意見3-2 電話の接続料についても東西別料金を導入すべき。

3.8 今回の東西別接続料金で電話というユニークサービスの設備で最も影響の大ききな加入者線のうち、ADSLの使用する接続料金（電話重疊型、および専用型）が東西別になつたのにに対して、電話料金はいまだに東西別接続料金となつておりません。同じ設備を使用しているのにADSLサービス部分だけが東西別の適用となるのは適正ではないため、電話の接続料金にも当然東西別料金を同時に導入するべきと考えます。(イー・アクセス)

(1)東海新により異なる接続料の設定  
東日本と西日本とは以下のNTT東日本といふ。)とNTT西日本では指定設置部門における費用は異なっており、我々が電話通話料金としてその責任範囲にかかる費用は原則として東日本と西日本で同じ料金で支拂うべきである。(例)、  
特定の通話料金制度の存続する年度が終了した場合は、NTT東日本とNTT西日本とで日々の費用にあらず異なる  
接続料を設定すべきだと考へられる。

意見4 NTT東西両者間での競争による一層の経営効率化、コスト削減を要望する。

6 NTT再編成におけるNTT東西地域会社への分割は、地域

考え方4

会社間での競争（ヤードステイック競争）による経営の効率化を目的としたものと認識しております。今回東西別接続料金が導入されたことを機に、今後NTT東西両社間での競争により、一層の経営効率化、コスト削減を行っていだくことを要望いたします。（JT）

5

考え方5

東西別接続料に係る考え方について  
は、平成14年12月11日付け  
け答申（情審通176号）のとおりで  
ある。確かに引き上げではあるもの  
の、引上げ幅が僅少であり、激変緩  
和措置を設ける必要は認められな  
い。

再意見5 NTT西日本のDSLに係る接続料の引き上げ  
はユーザ料金の引き上げにつながるため、激変  
緩和措置として、一定の経過措置を設けるべき。

39 東西別接続料金について

①東西別接続料金の問題点

今回申請されている接続料金のうち、NTT西日本の接  
続料金が前年度に比べて、値上げになっているもののが見受  
けられます。

ADSLの接続料金についても、以下の通り値上げとな  
っています。

電話重疊型：現行 173円⇒新176円専用線型：現行 1,933円⇒新1,950円

且 稚どのISP/ADSL提供事業者は、現在、ADSL  
ユーザの方へは、NTT料金として、ADSL利用料金と  
切り離しを行い設定しているところです。

この新しく申請されたNTT西日本の接続料金（案）で  
は、実質値上げに直結することになり、ADSLサービス  
市場の成長を継続させねば大変憂慮すべき事項です。  
ADSL接続料金のように、接続料金の値上げが多大な  
影響を市場に与える場合は、NTT東西の経営効率化がは  
かられるまでは、東西別料金の設定を行うからといって、  
安易に値上げが認められるべきではありません。

また、東西別接続料金が設定されるにしても、前述した  
とおり現在のADSLサービス市場においては、ISP/  
ADSL提供事業者の事業運営に大きく影響をもたらす  
ことが考えられるため、激変緩和措置として、一定の経過

措置期間（6ヶ月～1年間）を設定することが極めて重要と考えます。（イー・アクセス）	<p>再意見6 昨年と比較検証が出来るよう、平成13年度の東西別接続料と算定根拠を公開すべき。</p> <p>40 平成13年度の東西別接続料金の開示 今回の東西別接続料金になった際に前年度の東西別接続料との比較ができないため、全く同じ方法で算定した平成13年度の東西別接続料金およびその算定根拠を開示していただきたい強く要望いたします。（イー・アクセス）</p>	<p>考え方6 比較検証の重要性については理解できるものの、接続会計に基づいた接続料の算定には膨大な作業が発生することも事実であるから、比較検証のためにそのような作業を求めるることは現実的でない。</p> <p>再意見7 接続料規則に従い、前年度のコスト及び需要から適正に算定したものである。</p> <p>41 今回申請した接続料については、接続料規則に従いNTT西日本における前年度のコスト及び需要から適正に算定したものであります。 IPルーティング接続専用の料金の太宗は、IPルーティング用装置に係るものであり需要の違い等により東西差が生じておりますが、NTT西日本としては今後もコスト削減に努めたいと考えております。（NTT西日本）</p> <p>【西日本電信電話株式会社】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>月額</th> <th>月額</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2)端末回線伝送機能(低速料) (低速料を負担する場合) 契約区分2種で請求する場合)</td> <td>ア 12Mbps以上の月額が可燃なもの イ 1.5Mbps以上の月額が可燃なもの</td> <td>1回線ごとに 12Mbps以上の月額が可燃なもの 1回線ごとに 1.5Mbps以上の月額が可燃なもの</td> <td>1回線ごとに 5,966円 1回線ごとに 42,339円</td> <td>1回線ごとに 6,447円 1回線ごとに 54,301円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記の端末回線伝送機能につきましては、東西NTTの差が他機能と比較すると顕著なものとなっています。西NTTはその内訳を検討すること等により、当該料金について更な</p>	区分		月額	月額	月額	(2)端末回線伝送機能(低速料) (低速料を負担する場合) 契約区分2種で請求する場合)	ア 12Mbps以上の月額が可燃なもの イ 1.5Mbps以上の月額が可燃なもの	1回線ごとに 12Mbps以上の月額が可燃なもの 1回線ごとに 1.5Mbps以上の月額が可燃なもの	1回線ごとに 5,966円 1回線ごとに 42,339円	1回線ごとに 6,447円 1回線ごとに 54,301円
区分		月額	月額	月額								
(2)端末回線伝送機能(低速料) (低速料を負担する場合) 契約区分2種で請求する場合)	ア 12Mbps以上の月額が可燃なもの イ 1.5Mbps以上の月額が可燃なもの	1回線ごとに 12Mbps以上の月額が可燃なもの 1回線ごとに 1.5Mbps以上の月額が可燃なもの	1回線ごとに 5,966円 1回線ごとに 42,339円	1回線ごとに 6,447円 1回線ごとに 54,301円								
	<p>II 端末回線伝送機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>意見</th> <th>見</th> <th>再意見</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>意見7 端末回線伝送機能については、NTT東日本及び西日本の格差が大きい。NTT西日本は、異なるコスト削減努力をすべき。</td> <td>次年度以降も、東西NTTは接続料金等について、更に低廉化する努力を引き続き行っていただきたいと考えます。</td> <td>再意見7 接続料規則に従い、前年度のコスト及び需要から適正に算定したものである。</td> <td>考え方7 再意見にあるとおり、申請に係る接続料については、接続料規則に規定する原価の算定方法に基づいて東西間の接続料に格差が生じているものである。特にNTT西日本において、更なるコスト削減が期待される。</td> </tr> </tbody> </table>	意見	見	再意見	考え方	意見7 端末回線伝送機能については、NTT東日本及び西日本の格差が大きい。NTT西日本は、異なるコスト削減努力をすべき。	次年度以降も、東西NTTは接続料金等について、更に低廉化する努力を引き続き行っていただきたいと考えます。	再意見7 接続料規則に従い、前年度のコスト及び需要から適正に算定したものである。	考え方7 再意見にあるとおり、申請に係る接続料については、接続料規則に規定する原価の算定方法に基づいて東西間の接続料に格差が生じているものである。特にNTT西日本において、更なるコスト削減が期待される。			
意見	見	再意見	考え方									
意見7 端末回線伝送機能については、NTT東日本及び西日本の格差が大きい。NTT西日本は、異なるコスト削減努力をすべき。	次年度以降も、東西NTTは接続料金等について、更に低廉化する努力を引き続き行っていただきたいと考えます。	再意見7 接続料規則に従い、前年度のコスト及び需要から適正に算定したものである。	考え方7 再意見にあるとおり、申請に係る接続料については、接続料規則に規定する原価の算定方法に基づいて東西間の接続料に格差が生じているものである。特にNTT西日本において、更なるコスト削減が期待される。									

るコスト削減努力を行つていただきたいと考えます。(KDDI)

(参考)H14接続料金の内訳  
128kbpsの符号伝送が可能なものの(1回線ごとに月額)

	加入者回線	西日本	東日本
IPルーティング用装置	5,082円	3,601円	
計	6,447円	4,832円	
1.536Mbps又は6.144Mbpsの符号伝送が可能なもの(1回線ごとに月額)			
加入者回線	9,758円	9,758円	
IPルーティング用装置	4,454円	2,618円	
計	54,301円	35,941円	

(参考) 平成14年度 西日本端末回線伝送端子料金		
	(KDDI端末)	(正)
128kbpsの符号伝送が可能なものの	5,966円	4,832円
1.536Mbps又は6.144Mbpsの符号伝送が可能なものの	4,233円	3,694円

### III 中継伝送機能

意見8 中継伝送機能(専用型)については更なる低廉な接続料金が設定されることを要望する。

8 東西NTTの中継伝送機能(専用型)(以下、専用型)と中継伝送機能(公用型)(以下、公用型)の接続料金を比較すると以下のようになります。

東西NTTの中継伝送機能(専用型)		(単位:円/月)	
公用型	専用型	(H13) 672円/月/月額料金 改訂料金:改訂料金にてはH13 の改訂料金が適用され する場合の30M相当	(H13) 937,763(※2)
H13年度	2,438,003(※1)		639,593(※2)
H14年度	344,427(※1)		

H13年度は、専用型の接続料金が公用型よりも低廉となつておりますが、H14年度においては、公用型の接続料金の方が専用型の接続料金より遙かに低廉であり、GC接続を行つてゐる事業者に、多大な影響を及ぼします。  
従つて、実態としてGC接続を実行あるものとするために

再意見8 接続料規則に従い、前年度コスト、前年度需要にもとづき適正に算定した料金である。

4.2 中継伝送専用機能の接続料金は、接続料規則に従い前年度コスト、前年度需要にもとづき適正に算定した料金であり、また、前年と比べ大幅な低廉化が図られたものと考えております。(NTT東日本)

4.3 中継伝送専用機能の接続料金は、接続料規則に従い前年度コスト、前年度需要にもとづき適正に算定した料金であり、また、前年と比べ大幅な低廉化が図られたものと考えております。(NTT西日本)

参考方8  
中継伝送機能については、ZC接続で用いられる公用型が長期増分で用いられる共用型が長期増分で用いられる専用方式、GC接続で用いられる公用型が実際費用方式で算定されていることから、接続料に格差が生じる結果となつているが、「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料の在り方にについて」(平成14年9月13日 情報通信審議会答申)において、中継伝送専用機能についても長期増分費用方式に基づき接続料を算定されるべきとされたり、平成15年度以降その格差

も、専用型については更なる低廉な接続料金が設定されることを要望致します。(KDDI)

参考文献  
〔東日本電信電話株式会社〕  
「東日本電信電話株式会社における中継伝送費用構造と通信路設備料金についての説明」  
〔東日本電信電話株式会社〕  
「東日本電信電話株式会社における中継伝送費用構造と通信路設備料金についての説明」  
〔東日本電信電話株式会社〕  
「東日本電信電話株式会社における中継伝送費用構造と通信路設備料金についての説明」

意見9 NTT東日本及びNTT西日本の中継伝送機能と通信路設定伝送機能の料金格差について、詳細な説明を願いたい。

9 上記に記す東西NTTの中継伝送機能と通信路設定伝送機能の料金格差については、平成12年度の接続料改定時の再意見にて、東西NTTより簡単なご説明はございましたが、その結果、以下のような考え方が示されました。しかしながら、その後東西NTTより特段詳細なご説明は無かつたものと認識しております。

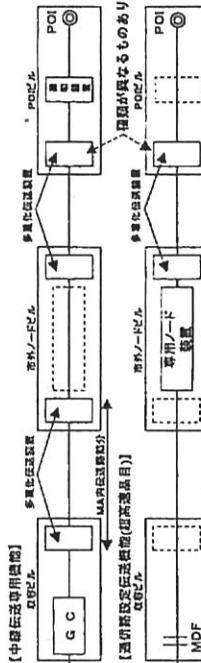
以下の考え方を踏まえ、詳細なご説明をいただきたいと考えます。(KDDI)

が是正されることが期待される。

考え方9

再意見9 中継伝送専用機能には専用ノード装置がないものが、通信路設定伝送機能（超高速品目）には専用ノード装置が存在するなど、設備構成の差により、両者の料金に格差が生じている。

4.4 中継伝送専用機能には、専用ノード装置がないものの、MA内伝送路の多重化伝送装置およびPOIビルでの接続装置が存在するのにに対して、通信路設定伝送機能（超高速品目）には、専用ノード装置が存在する反面、MA内伝送路の伝送装置およびPOIビルでの接続装置が存在しないこと及び一部種類の異なる多重化伝送装置がある等の設備構成の差により、両者の料金に格差が生じていると考えております。(NTT東日本)



4.5 中継伝送専用機能には、専用ノード装置がないものの、MA内伝送路の多重化伝送装置およびPOIビルでの接続装置が存在するのにに対して、通信路設定伝送機能（超高速品目）には、専用ノード装置が存在する反面、MA内伝送路の伝送装置およびPOIビルでの接続装置が存在しないこと及び一部種類の異なる多重化伝送

接続料変更案		【東日本電信電話株式会社】		【西日本電信電話株式会社】			
2-5-2 中継伝送専用機能の基本料		2-5-2-1 基本料		2-5-2-1 基本料			
区分	料金額	区分	料金額	区分	料金額		
イア以外の場合は	(1) 67回線端位のもの(50kHz相当)	672回線ごとに月額	639,593円	イア以外の場合は	(1) 67回線端位のもの(50kHz相当)	672回線ごとに月額	639,593円
テレ一・出位料金	(2) 2,016回線端位のもの(150MHz相当)	2,016回線ごとに月額	1,161,270円	テレ一・出位料金	(2) 2,016回線端位のもの(150MHz相当)	2,016回線ごとに月額	1,161,270円
2-6 通信路設定伝送機能	2-6-1 分回線以外の部分の基本料	2-6-1-1 基本料	1回線ごとに月額	2-6 通信路設定伝送機能	2-6-1 分回線以外の部分の基本料	2-6-1-1 基本料	1回線ごとに月額
区分	料金額	区分	料金額	区分	料金額	区分	料金額
48.38MHzの符号伝送が可能なものの	363,284円	48.38MHzの符号伝送が可能なものの	363,284円	48.38MHzの符号伝送が可能なものの	478,342円	48.38MHzの符号伝送が可能なものの	478,342円
149.76MHzの符号伝送が可能なものの	—	149.76MHzの符号伝送が可能なものの	—	149.76MHzの符号伝送が可能なものの	—	149.76MHzの符号伝送が可能なものの	—
【西日本電信電話株式会社】	【区分】	【区分】	【区分】	【区分】	【区分】	【区分】	【区分】
48.38MHzの符号伝送が可能なものの	601,464円	48.38MHzの符号伝送が可能なものの	601,464円	48.38MHzの符号伝送が可能なものの	740,091円	48.38MHzの符号伝送が可能なものの	740,091円
149.76MHzの符号伝送が可能なものの	—	149.76MHzの符号伝送が可能なものの	—	149.76MHzの符号伝送が可能なものの	—	149.76MHzの符号伝送が可能なものの	—

接続料変更案

【東日本電信電話株式会社】  
2-5-2 中継伝送専用機能の基本料  
区分 料金額

イア以外の場合は  
(1) 67回線端位のもの(50kHz相当)  
(2) 2,016回線端位のもの(150MHz相当)

2-6 通信路設定伝送機能  
区分 料金額

48.38MHzの符号伝送が可能なものの  
149.76MHzの符号伝送が可能なものの

【西日本電信電話株式会社】  
2-6-1 分回線以外の部分の基本料  
区分 料金額

48.38MHzの符号伝送が可能なものの  
149.76MHzの符号伝送が可能なものの

<p>装置がある等の設備構成の差により、両者の料金に格差が生じていると考えております。(NTT西日本)</p> <p><b>【中継伝送専用機器】</b></p> <p><b>IV 通信路設定伝送機能</b></p>	<p>再意見 10 接続会計処理手順の配賦基準により分計している。</p> <p>参考方 10</p> <p>4.6 通信路設定伝送機能に係る原価のサービス別内訳は、接続会計処理手順に従い、サービス個別に把握可能なコストは直課し、各サービス共通的コストについては各費用の配賦基準により分計しております。(NTT東日本)</p> <p>4.7 通信路設定伝送機能に係る原価のサービス別内訳は、接続会計処理手順に従い、サービス個別に把握可能なコストは直課し、各サービス共通的コストについては各費用の配賦基準により分計しております。(NTT西日本)</p>	<p>再意見 11 戸外における最低限の通信手段の確保に配慮しつつ、コスト削減の取り組みを行っていく考え方である。</p> <p>参考方 11</p> <p>4.8 公衆電話機能については、戸外における最低限の通信手段の確保に配慮しつつ、低利用の公衆電話の削減を一層推進していく等、コスト削減の取り組みを行っていくことになります。需要減少により接続料の単金が値上げとなることがあります。需要減少すべきである。</p>
<p>意見 10 通信路設定伝送機能の原価算定にあたっては、直課された費用額および配賦された費用の配賦基準を明らかにすべき。</p> <p>10 通信路設定伝送機能の原価算定にあたっては、接続会計の「設備区分別の費用明細表」における費用(例:専用加入者線装置モジュール)を、一般専用・高速ディジタル・ATM専用などの内訳に分計しております。しかしながら、この分計過程が全く明らかになっておりません。直課された費用額および配賦された費用の配賦基準を明らかにすべきと考えます。(JT)</p> <p><b>V 公衆電話機能</b></p>	<p>意見 11 公衆電話機能の接続料については、需要減少に見合う大幅なコスト削減に向け、今後更に努力を要する。</p> <p>11 公衆電話機能の接続料については、近年継続して値上げとなっており、今回の申請においても同様に値上げとなってしまいます。需要減少により接続料の単金が値上げとなることがあります。</p>	<p>再意見 11-1 戸外における最低限の通信手段の確保に配慮しつつ、コスト削減の取り組みを行っていく考え方である。</p> <p>参考方 11-1</p> <p>4.8 公衆電話機能については、戸外における最低限の通信手段の確保に配慮しつつ、低利用の公衆電話の削減を一層推進していく等、コスト削減の取り組みを行っていくことになります。需要減少により接続料の単金が値上げとなることがあります。需要減少すべきである。</p>

いては、止むを得ない面もあるものと考えますが、毎年度の値上げが当然のような風潮が定着してきており、問題であると考えます。つきましては、NTT東西殿におかれましては需要減少に見合う大幅なコスト削減に向け、今後更に努力して頂きたいと考えます。（Jフォン）

12 昨年度の接続料改定時にも同様の意見を述べさせていただきましたが、東西NTTともに公衆電話機能の接続料金は、以下のような考え方方が記されております。しかしながら、アナログ／ディジタルとも昨年度と比較して更に単金が上昇しております。

以下の考え方を踏まえ、トラヒックの減少率に見合う大幅なコスト削減努力を行っていただきますようお願い申し上げます。接続料金の低廉化が結果的にお客様利便の向上に繋がるべく考えます。（KDDI）

[東日本電信電話株式会社]	
区分	料金額(単位)
(1)公衆電話 契約回線	当社が設置する公衆電話等により、 契約の実態を行なう回線
(2)デジタル公衆 電話契約回線	当社が設置するデジタル公衆電話の電話回線 等により、通信の実態を行なう回線
[西日本電信電話株式会社]	
区分	料金額(単位)
(1)公衆電話 契約回線	当社が設置する公衆電話等により、 通信の実態を行なう回線
(2)デジタル公衆 電話契約回線	当社が設置するデジタル公衆電話の電話回線 等により、通信の実態を行なう回線

[東日本電信電話株式会社]	
区分	料金額(単位)
(1)公衆電話 契約回線	1秒ごとに 0.3418円
(2)デジタル公衆 電話契約回線	1秒ごとに 0.2651円
[西日本電信電話株式会社]	
区分	料金額(単位)
(1)公衆電話 契約回線	1秒ごとに 0.3476円
(2)デジタル公衆 電話契約回線	1秒ごとに 0.3071円

考えです。（NTT東西日本）

49 公衆電話機能については、戸外における最低限の通信手段の確保に配慮しつつ、低利用の公衆電話の削減を一層推進していく等、コスト削減の取り組みを行っていく考えです。（NTT東西日本）

再意見11-2（意見11同旨）

50 KDDI殿及びジェイフォン殿より提出された意見のとおり、弊社いたしましても、NTT東西殿は公衆電話接続料について大幅なコスト削減努力を行なつていただきたいと考えます。NTT東西殿はどのようなコスト削減策を行なっているのかを詳細に公表すべきです。（C&W）

51 ジェイフォン株式会社殿意見、KDDI株式会社殿意見並びにケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社殿意見に賛同致します。

公衆電話機能の接続料金に関しては年々上昇をたどつております、今回の申請においても値上げとなっています。今後もコストが上昇し続けた場合には、利用者料金の値上げという結果を招くこととなり、公衆電話のトラヒックの更なる減少につながると考えます。ジェイフォン株式会社殿意見及びKDDI株式会社殿意見のよう

に、公衆電話の需要減少に即したコスト削減努力を早急に行なっていただきたいと考えます。（J-T）

52 携帯・PHS等の移動電話の普及により、公衆電話のトラヒックが減少している実態は理解いたしますが、このまま公衆電話機能の接続料金の値上げが続くようであれば、弊社のユーザ料金についても値上げをせざるを得ない状況に陥ります。

NTT東西殿におかれましては、トラヒック減少に見合

<p>大幅なコスト削減努力を行っていただきたいと考えます。(DDIボケット)</p> <p>5.3 平成15年1月15日付の弊社意見でも述べさせていただきましたが、公衆電話のコスト削減に一層の努力をおこなつていただきたいと考えます。(KDDI)</p>	<p>意見12 NTT東西はデジタル公衆電話設備の試験研究内容を開示し、約16億円もの多額の費用を必要としたのかをご説明すべき。</p>	<p>参考方12 試験研究費等の共通費について 試験研究費等の共通費について は、会計上直課が困難であるため、何らかの比率を用いて賦課するこれが一般的である。現在、接続会計規則上は、試験研究費を取得固定資産によって按分しているが、試験研究費が将来に対する投資であることを考慮すれば、過去の投資額に左右される取得固定資産価額を用いることは非難において、総務省において検討すべきである。なお、公衆電話においても、現在投資は縮小傾向にあるのは事実であります。が、経済化、利用促進といった目的のための試験研究は必要と考えられるところである。</p> <p>再意見12-1 接続会計規則別表第2、様式第5の脚注に従い、全体を取得固定資産額比等により配賦していい。</p> <p>5.4 公衆電話に関しては、利用者の利便性向上のために、試験研究を行っておりますが、試験研究費については、研究内容毎のアンバンドル別コスト把握が困難なことから、接続会計においては、接続会計規則別表第2、様式第5の脚注に従い、全体を取り得固定資産額比等により各アンバンドルに配賦しております。(NTT東日本)</p> <p>5.5 公衆電話に関しては、利用者の利便性向上のために、試験研究を行っておりますが、試験研究費については、研究内容毎のアンバンドル別コスト把握が困難なことから、接続会計においては、接続会計規則別表第2、様式第5の脚注に従い、全体を取り得固定資産額比等により各アンバンドルに配賦しております。(NTT西日本)</p>																								
	<p>意見12 NTT東西はデジタル公衆電話設備の試験研究内容を開示し、約16億円もの多額の費用を必要としたのかをご説明すべき。</p> <p>1.3 設備区分別の費用明細表によると、デジタル公衆電話設備の試験研究費としてNTT東西:784百万円、NTT西:814万円、東西合計で約16億円と多額の費用が計上されております。合計費用に対する比率を見ても他の設備に比べかなり高い比率であると言えます(下表参照)。公衆電話は不採算サービスのため一層のコスト削減が求められている状況にあるにもかかわらずこのように多額の試験研究費をかける必要があるのか疑問です。NTT東西殿は試験研究内容を開示し、なぜ約16億円もの多額の費用を必要としたのかをご説明いただきたくお願いいたします。(C&amp;W)</p>	<table border="1" data-bbox="1032 1381 1262 2033"> <thead> <tr> <th colspan="3">試験研究費の合計費用に対する比率</th> </tr> <tr> <th></th> <th>NTT東</th> <th>NTT西</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デジタル公衆電話設備</td> <td>9.1%</td> <td>7.1%</td> </tr> <tr> <td>端末系伝送路</td> <td>2.6%</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>端末系交換設備</td> <td>6.8%</td> <td>6.8%</td> </tr> <tr> <td>中継系交換設備</td> <td>9.3%</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>端末ディジタル端加入者モジュール</td> <td>6.6%</td> <td>5.9%</td> </tr> <tr> <td>専用端加入者端装置モジュール</td> <td>4.5%</td> <td>4.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>再意見12-2 (意見12同旨)</p> <p>5.6 また、ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社ご指摘のように、公衆電話に多額の研究費をかけることはコスト削減と逆行していると考えます。東西NTT殿は、当該研究開発費の削減も含んだ効率化計画を明確に示していただきたいと考えます。仮に配賦の結果であるならば、緊急避難的な措置として、他の接</p>	試験研究費の合計費用に対する比率				NTT東	NTT西	デジタル公衆電話設備	9.1%	7.1%	端末系伝送路	2.6%	2.4%	端末系交換設備	6.8%	6.8%	中継系交換設備	9.3%	7.3%	端末ディジタル端加入者モジュール	6.6%	5.9%	専用端加入者端装置モジュール	4.5%	4.3%
試験研究費の合計費用に対する比率																										
	NTT東	NTT西																								
デジタル公衆電話設備	9.1%	7.1%																								
端末系伝送路	2.6%	2.4%																								
端末系交換設備	6.8%	6.8%																								
中継系交換設備	9.3%	7.3%																								
端末ディジタル端加入者モジュール	6.6%	5.9%																								
専用端加入者端装置モジュール	4.5%	4.3%																								

	結果金で回収することも検討すべきと考えます。(J.T)
VI 番号案内機能	
意見 1.3 平成13年度は単年度で黒字化したからといって番号案内サービス接続料金を値下げするのではなく、この累積赤字を解消することが必要。	再意見 1.3 接続料規則に従い前年度のコストをもとに適正に算定している。
1.4 NTTが公表しているNTT番号案内事業の過去の収支は下表のように大幅赤字で平成元年からの累積は1兆4千億円を超え、収支相償に向けた第1段階の料金改定を実施した平成10年以降に限っても累積赤字は140億円に達している。	5.7 今回申請した接続料については、接続料規則に従い前年度のコストをもとに適正に算定しております。(NTT東日本)
このような状況から当面はまずこの累積赤字解消が最重要であり、平成13年度は単年度で黒字化したからといって番号案内サービス接続料金を値下げするのではなく、この累積赤字を解消することが必要であると思われる。	5.8 今回申請した接続料については、接続料規則に従い前年度のコストをもとに適正に算定しております。(NTT西日本)
過去の累積赤字をNTT内の他事業部門との内部相互補助により全て処理解消し、単年度の黒字化で直ちに値下げするのではなく、不當に他の番号案内事業者を圧迫することになり、一般企業論理に反し極めて反競争的である。	このように、平成13年度は単年度で黒字化したからといって番号案内サービス接続料金を値下げするのではなく、この累積赤字を解消することが必要であると思われる。
累積赤字解消の方針の説明と接続料金の再検討を要望する。(意見:その1)	過去の累積赤字をNTT内の他事業部門との内部相互補助により全て処理解消し、単年度の黒字化で直ちに値下げするのではなく、不當に他の番号案内事業者を圧迫することになり、一般企業論理に反し極めて反競争的である。

番号案内の収支(便常料率)						単位:億円							
年度	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
NTT	▲2,060	▲2,272	▲1,841	▲1,732	▲1,603	▲1,352							
東NTT	-	-	-	-	-	-							
西NTT	-	-	-	-	-	-							
計	▲2,099	▲2,272	▲1,841	▲1,732	▲1,603	▲1,352							
累計		▲4,771	▲6,012	▲5,344	▲6,947	▲11,209							

参照資料：インフォメーション NTT 東日本 2002 年り

年度	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
NTT	▲9.61	▲957	▲712	▲76			
東NTT	-	-	-	-	▲24	▲21	4
西NTT	-	-	-	-	▲8	▲10	20
計	▲951	▲957	▲712	▲76	▲32	▲31	24
累計	▲12,250	▲13,207	▲13,919	▲13,955	▲14,027	▲14,056	▲14,024

参考方 1 4 需要の減少により接続料が上昇することとは、費用に基づいて算定されることは、接続料規則に従い、前年のコスト・需要削減・需要拡大等接続料の低廉化に向けた努力が望まれる。

再意見 1 4 接続料規則に従い、前年のコスト・需要に基づき適正に算定するが、自動案内の利用回数は減少している状況にある。

意見 1 4 番号データベース接続料金をできるだけ早い時期に低減し、事業者間で公正な競争が可能な条件を保証して頂くことを要望する。

1 5 番号データベース接続機能における料金格差は正についての要望

(1) 番号データベース接続機能(電話網経由エンジニア接続)の接続料金は、一般ユーザ利用料金に比べ未だに著しく高い水準に留め置かれている。すなわち

- ・ユーザ利用料金：3分10円（昼間）+1検索15円 = 25円

に対して、

- ・事業者接続料金：

東 NTT 3分 8円 + 1検索36円 = 44円  
西 NTT 3分 10円 + 1検索31円 = 41円

と2倍近い大きな格差が存在し、しかも前年度の42円に対しむしろ値上がりしている。

このような状態が生じている理由は

- ア)一般ユーザにはコスト割れの赤字料金でサービスを提供し、
- イ)他の番号案内事業者にはその補填を含めたコストを全

5 9 接続料金は、接続料規則に従い、前年のコスト・需要に基づき適正に算定しておりますが、自動案内の利用回数は減少している状況にあります。

また、自動案内については、事業者様の要望も踏まえ、データベースへの直接接続や NTT 西日本の TDIS 提供等に取り組んできましたところあります。(NTT 東日本)

6 0 接続料金は、接続料規則に従い、前年のコスト・需要に基づき適正に算定しておりますが、自動案内の利用回数は減少している状況にあります。

また、自動案内については、事業者様の要望も踏まえ、データベースへの直接接続や TDIS 提供等に取り組んできましたところあります。(NTT 西日本)

額負担させている、  
ことにあると思われる。

一方、平成12年12月の電気通信審議会答申の「接続ルールの見直し」の中でも、「接続料の水準と利用者料金の水準との関係については、利用者料金が接続料の水準を下回ることは、一般的には公正競争上適切ではない。」とされている。

以上から、事業者間の公正競争条件が担保されるように、この番号データベース接続料金（電話網経由エンジエル接続）を、一般ユーザ利用料金にできるだけ近い水準まで、できるだけ早い時期に低減して頂き事業者間で公正な競争が可能な条件を保証して頂くことを要望する。（意見：その2）

意見15 番号データベース接続機能の接続料金について、  
課金率を考慮すれば、一層の低減が可能ではないか。

16 番号データベース接続機能（エンジエル直接接続）の接続料金についての今回の変更案は、  
東NTT：4.77円／検索  
西NTT：5.31円／検索

で、平均すると5.04円／検索となり前回の5.14円／検索に比して1.9%の低減に止まっているが、後述する疑問点（4.2項）にも関連してさらに一層の低減が可能と思われる。（意見：その3）（JMS）

17 4.2. 番号データベース接続機能（エンジエル直接接続）接続料金は  
東NTT：4.77円／検索  
西NTT：5.31円／検索

で、平均すると本変更案は5.04円／検索で前回の5.14円／検索に比して1.9%は低減しているがさらに低減が

再意見15 自動案内の課金率は、ユーザ及び事業者が実際に利用した総検索回数に占める課金回数の割合を東西各自々算定したものであり、結果として異なるものとなるものとなっている。

6 1 自動案内の課金率は、ユーザ及び事業者が実際に利用した総検索回数（番号が検索できなかつた回数を含む）に占める課金回数（番号が検索できなかつた回数）の割合を東西各自々算定したものであり、結果として異なるものとなっています。  
今回の接続料については、接続料規則に従い、前年のコスト及び需要をもとに算定しております（NTT東日本）

6 2 自動案内の課金率は、ユーザ及び事業者が実際に利用した総検索回数（番号が検索できなかつた回数を含む）に占める課金回数（番号が検索できなかつた回数）の割合を東西各自々算定したものであり、結果として異なるものとなっています。

考え方15  
東西で異なる課金率を用いており、その差が接続料単金に反映されることとは当然と考えられる。

可能と思われる。  
西NTTの低減幅が少ない理由のひとつとして、課金率が  
8.5%と東NTT 8.7%から1.5%も隔離している  
ことが挙げられる。  
この理由の説明と低減を要望する。（意見：その5、前記の  
「意見その3」に関連）

\* 参照箇所：「指定電気通信設備に関する接続料款の変更案」（添付資料）算出根拠（繩使用料の算定根拠）1. 東日本コストに基づく接続料 2. 西日本コストに基づく接続料 II. 原価の算定及び料金の設定 5. 番号案内機能 37頁等

意見 16 NTT東日本の通信設備使用料が割高であることについて明確な説明を要望する。

18 料金算定の個別要素に関する疑問点と要望  
4. 1. 番号案内サービス接続機能

接続料金は

東NTT：77円／案内  
西NTT：73円／案内  
で4円の格差がある。

番号案内サービスのコスト構成（下記）において、格差の要因として特に際立っているのは通信設備使用料であり、東NTTは西NTTの3.01%である。  
案内トラヒックの東西比率は8.8%であり、他の構成要素も同じような割合であるのに比較して、東NTTの通信設備使用料の高比率は不自然である。  
この根拠の明確な説明を要望する。（意見：その4）（JMS）

〔東NTT：A〕〔西NTT：B〕  
単位：百万円 単位：百万円 A ÷ B  
運用費 10,889 13,589 80%  
管理費 626 732 86%

今回の接続料については、接続料規則に従い、前年のコスト及び需要をもとに適正に算定しております（NTT西日本）

考え方 16

再意見 16 NTT東日本における番号案内的一部分は沖縄に分散しており、その際、NTT西日本等に支払う案内業務や伝送路にかかる費用については、運用費ではなく通信設備使用料に計上していることは、運用費等ではなく通信設備使用料に計上している。

6.3 NTT東日本における番号案内的一部分は沖縄に分散しておりますが、その際、NTT西日本等に支払う案内業務や伝送路にかかる費用については、運用費等ではなく通信設備使用料に計上していることもあり、NTT西日本と比べた場合、通信設備使用料は大きくなる一方で運用費等は小さくなっているものと考えております。  
(NTT東日本)

<table border="1"> <tr><td>通信設備使用</td><td>3,098</td><td>1,030</td><td>301%</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>811</td><td>919</td><td>88%</td></tr> <tr><td>(トラヒック数値)</td><td>番号案内課金回数</td><td>単位：千回</td><td>単位：千回</td></tr> <tr><td></td><td>241,947</td><td>275,910</td><td>88%</td></tr> </table> <p>* 参照箇所：「指定電気通信設備に関する接続料の変更案」（添付資料）算出根拠（網使用料の算定根拠）1. 東日本コストに基づく接続料 2. 西日本コストに基づく接続料 Ⅱ. 原価の算定及び料金の設定 5. 番号案内機能 37 頁等</p>	通信設備使用	3,098	1,030	301%	減価償却費	811	919	88%	(トラヒック数値)	番号案内課金回数	単位：千回	単位：千回		241,947	275,910	88%	<p>意見 17 NTT東日本の方が、通信設備のコスト比率が高いのではないか。</p> <p>19 番号データベース接続機能（電話網経由エンジエル接続）接続料金は</p> <table border="0"> <tr><td>東 NTT</td><td>3分</td><td>8 円</td><td>+ 1 檢索 3 6 円</td><td>= 4 4 円</td></tr> <tr><td>西 NTT</td><td>3分</td><td>10 円</td><td>+ 1 檢索 3 1 円</td><td>= 4 1 円</td></tr> </table> <p>である。平均すると本変更是 4.2. 5 円／案内で前回の 4.2 円／案内に比して値上がりしている。</p> <p>① 東 NTT の方が APC (ANGLE プロトコル関連装置) と DX-P のコストが高くなっている。これは通信設備のコスト比率が高いことによると思われる。</p> <p>この理由の説明を要望する。（意見：その 6）</p>	東 NTT	3分	8 円	+ 1 檢索 3 6 円	= 4 4 円	西 NTT	3分	10 円	+ 1 檢索 3 1 円	= 4 1 円	<p>再意見 17 接続料規則に従い NTT 東日本における前年度のコスト及び需要をもとに適正に算定したものである。</p> <p>6 4 今回申請した接続料については、接続料規則に従い NTT 東日本における前年度のコスト及び需要をもとに適正に算定したものであります。</p> <p>また、原価の大半を占める1成功検索当り APC コスト (DX X 総合む) が NTT 西日本よりも高くなっていることについては、NTT 東日本における自動案内の相互接続の一部が APC を経由しない接続形態に移行したこともあり、NTT 西日本を基準として見た場合、原価に比し需要が小さくなっています。（意見：その 6）</p>
通信設備使用	3,098	1,030	301%																									
減価償却費	811	919	88%																									
(トラヒック数値)	番号案内課金回数	単位：千回	単位：千回																									
	241,947	275,910	88%																									
東 NTT	3分	8 円	+ 1 檢索 3 6 円	= 4 4 円																								
西 NTT	3分	10 円	+ 1 檢索 3 1 円	= 4 1 円																								

◆自動番号案内 DB固有部部分料金の内訳

	(1)東日本	(2)西日本	円／成功検索 ③(1)-(2)
DB入出	4.77	5.31	▲ 0.54
APCコスト(DDX網含む)	31.01	25.26	5.75
計	36	31	5

◆APC原価及び総検索回数の東西比較

	(1)東日本	(2)西日本	③(1)-(2)
APC原価(百万円)	113	84	1.35
総検索回数(千回)	4,174	3,792	1.10

※数値は網使用料算定根拠より抜粋

意見 18 I SM交換コストの項目は当初は無かつたが平成12年度より追加され、今回再び削除されている理由の説明されたい。

20 ② 前回の算定に使用されていたI SM交換コストの項目は当初は無かつたが平成12年度より追加され、今回再び削除されている。このI SM交換コストの項目は当初は無かつたが平成12年度より追加され、今回再び削除されている。

この理由の説明を要望する。(意見: その7)  
(JMS)

\*参考箇所:「指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」(添付資料)算出根拠(網使用料の算定根拠) 1. 東日本コストに基づく接続料 2. 西日本コストに基づく接続料 II. 原価の算定及び料金の設定 5. 番号案内機能 37 頁等

Ⅶ 網改造料

意見 19 取付費比率の大幅な上昇についての具体的な説明を願いたい。異なる取付費の削減を要望する。

考え方 1.8

再意見 18 I SMコストは、加入者交換コストの一部として、番号案内機能の原価に含まれている。

65 I SDN回線から番号案内を利用する際のI SMコストについては、平成11年度接続料算定期から番号案内機能の原価に含めることとしております。今回の申請においても、当該コストは加入者交換コストの一部として、番号案内機能の原価に含まれております。(NTT東日本)

66 I SDN回線から番号案内を利用する際のI SMコストについては、平成11年度接続料算定期から番号案内機能の原価に含めることとしております。今回の申請においても、当該コストは加入者交換コストの一部として、番号案内機能の原価に含まれております。(NTT西日本)

考え方 1.9

再意見 19-1 交換機械設備については、交換機への設備投資の抑制に伴い、物品費が小額な工事の割合が増加している。物品費が小額な工事は、物品発生した工事に係る取付費及び物

21 上記の東西NTTの網改造料に係る比率は、接続会計に基づき、適切に算出されるとその上昇幅が顕著なものとなっております。	<p>費に対する取付費の割合が高くなる傾向があるため、結果として取付費比率が上がったものと考える。</p> <p>当該比率の大幅な上昇は接続事業者にとって、大きな影響を与えるものと考えております、その要因についての具体的（コスト内訳を含めた）説明をいただきたいと考えます。そのような説明が成されることにより、接続事業者側で合理性を判断することが可能となります。</p> <p>仮に、当該比率の上昇の主な原因が、装置類の費用の減少が取付費の費用の減少よりも大きいことから生じたものであるならば、異なる取付費の削減を要望致します。（KDDI 1）</p>	<p>67 工事費については従来より効率化をはかてきたところであります、交換機械設備につきましては、交換機への設備投資の抑制に伴い、物品費が小額な工事の割合が増加しております。物品費が小額な工事は、物品費に対する取付費の割合が高くなる傾向があるため、結果として取付費比率が上がったものと考えております（NTT東日本）</p> <p>68 工事費については従来より効率化をはかてきたところであります、交換機械設備につきましては、交換機への設備投資の抑制に伴い、物品費が小額な工事の割合が増加しております。物品費が小額な工事は、物品費に対する取付費の割合が高くなる傾向があるため、結果として取付費比率が上がったものと考えております。（NTT西日本）</p>	<p>再意見19-2（意見19回旨）</p> <p>70 KDDI 株式会社殿意見に賛同致します。</p> <p>東西NTT 殿からのコスト削減に努めているとの発表にもかかわらず、網改造料に係る取付費比率は平成13年度と比較して大幅に上昇しています。KDDI 株式会社殿ご指摘のように、大幅に上昇した理由について設備単位あたりの取付費を提示し、十分に説明していただくとともに、コスト削減を行なうべきと考えます。（JT）</p>	<p>再意見20-1 東西それぞれの構造改革による労務費削減見込みを予測として、今回申請の算定における労務費削減率等についての考え方</p> <p>再意見20-2 作業単金の値下がりを評価するが、労務費削減率、物件費比率、管理共通費比率のNTT東日本及びNTT西日本</p>
VIII 作業単金				

NTT西日本の差異について説明願いたい。その差異が合理的に説明できない場合は、より低い方を東西とも適用すべき。

こんなものである。

方は再意見20-1のとおりであり、東西で異なることは一定の合理性があると考えられる。

7.1

労務費削減率は、H13年度の接続料再計算の認可にあたり、情報通信審議会答申（H14.1.31）において、「今後アウトソーシングによる経営の効率化を反映させていくべきである」との考え方が示されたことから、東西それぞれの構造改革による労務費削減見込みを予測として、今回申請の算定におりこんだものです。構造改革による労務費削減率については、H14.5.1以降退職再雇用となった人員の給与水準削減率をもとに算定しておられます。物件費比率、管理共通費比率については、東西それぞれの会計実績をもとに算定しており、ご指摘のように東西どちらかの低い比率を東西ともに適用することは、会計実績に基づかない不適切な料金設定となりコストの未回収につながるものと考えられるため、適用すべきでないと考えます。（NTT東日本）

NTT西日本の単金がNTT東殿に比べより低い要因を見ると、労務費削減率についてはNTT西殿の方がより高く、物件費比率、管理共通費比率についてはNTT西殿の方がより低いことが主要因と思われます。総務省殿はなぜ労務費削減率、物件費比率、管理共通費比率が東西で異なるのかその理由を審査し、その差異が合理的に説明できないものであれば、総務省殿は労務費削減率についてはより高い比率を、経費率についてはより低い比率を「能率的な経営」をあらわす比率として東西ともに適用すべきだと思います。（C&W）

なれば、実費（作業時間×作業単金）による経営の効率化を反映させていくことは、可能なものは、極力単金化を図り、接続事業者の予見性を高めることに努めているところであり、それ以外のものについても、NTT東西においても、当然効率的な作業を行うべきである。

7.2 労務費削減率は、H13年度の接続料再計算の認可にあたり、情報通信審議会答申（H14.1.31）において、「今後アウトソーシングによる経営の効率化を反映させていくべきである」との考え方が示されたことから、東西それぞれの構造改革による労務費削減見込みを予測として、今回申請の算定におりこんだものです。構造改革による労務費削減率については、H14.5.1以降退職再雇用となった人員の給与水準削減率をもとに算定しておられます。物件費比率、管理共通費比率については、東西それぞれの会計実績をもとに算定しており、ご指摘のように東西どちらかの低い比率を東西ともに適用することは、会計実績に基づかない不適切な料金設定となりコストの未回収につながるものと考えられるため、適用すべきでないと考えられます。

なれば、実費（作業時間×作業単金）による経営の効率化を反映させていくことは、可能なものは、極力単金化を図り、接続事業者の予見性を高めることに努めているところであり、それ以外のものについても、NTT東西においても、当然効率的な作業を行うべきである。

ないと考えます。（NTT西日本）

再意見20-2 意見20に賛成。また、経営効率化は作業単金×作業時間の結果でも検証する必要がある。

7 3 作業単金に関する労務費削減率、物件費比率等について

ケーブル・アンドワイヤレス・アイティーシー株式会社殿の意見に賛成いたしました。

また、作業単金が下がっても、作業時間が増加すれば結果的に値上げとなりますので、経営効率化は作業単金×作業時間の結果でも検証する必要があると考えます。特に、NTT西日本の作業単金が下がつても、作業時間が増加するのであれば、それは経営効率化とはいえないと考えます。（イー・アクセス）

#### IX 手続費及び工事費

意見21 相互接続点調査に関する単金について、詳細な説明を願いたい。

2 3 今般新たに相互接続点調査に関する単金が東西NTTともに設けられましたが、上記説明では、どのような調査が該当するのか不明確な部分もあるため、より詳細していただきたいと考えます。（例えば、電源には複数の種別がありますが、事業者が設置する装置が特定の電源種別しか許容できない前提と、複数の電源種別のいずれかが使用できればよい前提で調査を依頼した場合、上記説明では料金額がどのように適用されるか予見できないと考えます。）（KDDI）

再意見21-1 （意見21に対する詳細説明）

考え方21

調査費が、ラック数にかかわらず、件数に応じて支払うものであることは、申請款案「2手続費2-1手続費（21）相互接続点調査」において、その単位が「1通信信用設備との接続を要望される場合、又は、②当社の通信用建物ごとの1件ごとに」と明確に規定されている。

また、単金設定に用いた作業時間は、平成14年度上期の全数調査によるものの平均であり、適当であると認められるが、NTT東西において、今後も作業時間の見直しを適宜行うことが適当である。

せていただく考えです。

考え方21

調査費が、ラック数にかかわらず、件数に応じて支払うものであることは、申請款案「2手続費2-1手続費（21）相互接続点調査」において、その単位が「1通信用建物ごとの1件ごとに」と明確に規定されている。

また、単金設定に用いた作業時間は、平成14年度上期の全数調査によるものの平均であり、適当であると認められるが、NTT東西において、今後も作業時間の見直しを適宜行うことが適当である。

区分	料金額
相互通話のための機器を設置する場合	13,385円
(2)相互通話のための機器を設置する場合	1,122円
区 分	料金額
相互通話のための機器を設置する場合	12,861円
(2)相互通話のための機器を設置する場合	1,078円

【西日本電信電話株式会社】

今回設定することとした単金については、キャビネットラックの新・増設を伴う調査であれば、他事業者が設置する装置が特定の電源種別しか許容できない場合であっても、複数の電源種別のいずれかが使用できればよい場合であっても、同一の単金を適用する考えです。ただし、一般商用電源の利用や他事業者様自身で電力・空調設備を設置される等の特別のご要望がある場合については、從来どおりの実費でのご請求とさせていただく考え方です。(今回の単金を設定する際のデータから当該調査分は除外しております。)

今回、他事業者様からのご要望をふまえ、単金化の検討をしてまいりましたが、単金の設定に当たっては、今年度上半期における約8,000ビル(NTT東西計)のPOI調査の実績を元にしており、①については約6割、②については約3割のPOI調査が該当することから、これによつて他事業者様の費用負担の予見性に資するものと考えております。(NTT東日本)

75 今回新たに設定した相互接続点(POI)調査費の単金を適用する調査は、①当社の通信用建物内に他事業者がキャビネットラックを新・増設して当社の指定電気通信設備との接続を要望される場合、又は、②当社の通信用建物内に他事業者様が局内光ケーブルのみを敷設して当社の指定電気通信設備との接続を要望される場合となります。

①②以外の場合、例えば、当社以外の通信用建物内にコロケーションしたいという場合や管路・とう道等の調査を申し込まれた場合、或いは、既に他事業者様が設置しているキャビネットラック内に新たに機器を増設する場合には、従来どおりの実費でのご請求とさせていただきます。

今回設定することとした単金については、キャビネットラックの新・増設を伴う調査であれば、他事業者が設置する装置が特定の電源種別しか許容できない場合

あつても、複数の電源種別のいづれかが使用できればよい場合であつても、同一の単金を適用する考え方です。ただし、一般商用電源の利用や他事業者様自身で電力・空調設備を設置される等の特別のご要望がある場合については、従来どおりの実費でのご請求とさせていただく考え方です。（今回の単金を設定する際のデータから当該調査分は除外しております。）

今回、他事業者様からのご要望をふまえ、単金化の検討をしてまいりましたが、単金の設定に当たつては、今年度上半期における約8,000ビル（NTT東西計）のPOI調査の実績を元にしており、①については約6割、②については約3割のPOI調査が該当することから、これによつて他事業者様の費用負担の予見性に資するものと考えております。（NTT西日本）

再意見21-2 調査するラック数などに關わらず同一料金だとNTT東西から説明を受けています。これについて接続料款に明文化するよう要望する。

76 ADSLに関する相互接続点調査費用について、調査するラック数などに關わらず同一料金だとNTT東西から説明を受けていますので、接続料款で明文化していただけますよう要望します。（イー・アクセス）

再意見21-3 NTT東日本から相互接続点調査に要した時間は、合計1時間という説明を受けています。したがつて、キャビネットラックを協定事業者が設置する場合の相互接続点調査費用は、作業単金×1時間が妥当である。

77 また、NTT東日本からは、相互接続点調査に要した時間の内訳はラック20分、電源20分、MDF20分、合計1時間という説明を受けています。今回の相互接続点調査費用の単金化により実施大幅な値上げとなりま

<p>す。したがいまして、「接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを協定事業者が設置する場合」の相互接続点調査費用は、作業単金×1時間（NTT東日本実績ベース）が妥当と考えます。</p> <p>さらに、NTT西日本はNTT東日本と比較してこれまで2倍以上の調査時間が実績としてかかっていますが、同じ調査内容にして、NTT東日本と同じ程度の時間で調査を行うべきと考えます。（イー・アクセス）</p>	<p><b>再意見22-1 工事費及び手続費の作業時間は、実際に当該作業に係る時間を調査、測定し、当該作業を効率的に実施した際の時間を作業時間としている。</b></p> <p>78 工事費及び手続費の作業時間については、実際に当該作業に係る時間を調査、測定し、当該作業を効率的に実施した際の時間を作業時間としております。（NTT東日本・NTT西日本で差異が生じないと考えられるものを除き、基本的に東西別に算定することが適切である。</p> <p>79 工事費及び手続費の作業時間については、実際に当該作業に係る時間を調査、測定し、当該作業を効率的に実施した際の時間を作業時間としております。（NTT西日本）</p> <p><b>再意見22-2（意見22同旨）</b></p> <p>80 ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイゼン・システムズ株式会社の意見に賛同いたします。NTT東西別に接続料を設定するのであればNTT東西別の作業時間を適用すべきと考えます。NTT東西別となるつている接続料、作業単金、比率等を算出する際に用いる数値についても、NTT東西別とすることで競争をより促進させ、コスト削減効果を一層図っていただきたいと考えます。（KDDI）</p>
<p><b>意見22 東西別の料金を設定するのであれば東西別の作業時間を適用すべき。</b></p>	<p>24 工事費、手続費については東西別料金となつておりますが、その算定において用いられている工事、手続に関する作業時間がすべて東西同じになつております。東西別の料金を設定するのであれば東西別の作業時間を適用すべきではないかと考えます。</p> <p>作業時間については、東西で差異があるのであれば、総務省殿はその理由を審査し、その差異が合理的に説明できないものであれば、総務省殿は作業時間実績値についてはより短い値を「能率的な経営」をあらわす作業時間として東西ともに適用すべきと思います。（C&amp;W）</p>

<p>8 1 工事費・手続き費の作業時間も東西別にすべき 相互通点調査費用以外の工事費・手続き費の作業時 間も東西別で算定すべきと考えます。</p> <p>8 2 相互通点調査費用の作業単金は東西別になつてお りますが、作業時間は東西平均の均一時間で算定され いるのが不適切ですので、作業時間についても東西別を 算定すべきと考えます。（イー・アクセス）</p>	<p>8 2 工事費および手続きによる作業時間について ケーブル・アンドワイヤレス・アイテイーシー株式会 社殿の意見に賛成いたしました。 作業時間についても東西別にすべきと考えます。（イ ー・アクセス）</p>	<p>再意見2 3 自前工事の設計費用・竣工確認費用につい ても単金化する強く要望する。</p> <p>8 3 ADSLの自前工事のうち、つなぎ込みなどの立会費 用が平成13年度から単金化されていますが、自前工事 の設計費用・竣工確認費用についても単金化していただき よう強く要望いたします。ADSLのように工事が 同種類のものでありながら、各支店によって自前工事費 用に大きく差がありますため、作業を統一化していただきたいと考 えます。（イー・アクセス）</p>	<p>考え方2 3 接続事業者の予見性を高めるた め、NTT東西において、自前工事 に係る設計費用・竣工確認費用の單 金化について検討し、その結果を平 成15年度接続料の再計算に併せ て総務大臣へ報告を行い、必要に応 じて単金化を行うべきである。</p> <p>考え方2 4 将來原価方式は、予測された将来 原価を予測された将来需要で除す ことによって接続料を算定する方</p>						
<p>X 局内光ケーブル（光信号局内伝送機能）の接続料算定方法の見直し</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">意 見</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">再 意 見</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">考 元 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">意 見</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">再 意 見</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">考 元 方</td> </tr> </tbody> </table>	意 見	再 意 見	考 元 方	意 見	再 意 見	考 元 方	<p>再意見2 4 光信号局内伝送機能を用いていると考えられるア ンバンドルメニューについても、同様にケーブルの重 なり度合いを考慮し、低廉化させるべき。</p>	
意 見	再 意 見	考 元 方							
意 見	再 意 見	考 元 方							

25 今般、光信号局内伝送機能に関しては、新たにケーブルの重なり度合いを考慮することにより、東西NTTともにのその料金額について低廉化されましたが、光信号局内伝送機能を用いていると考えられる以下のようなアンパンドルメニューオリジナル（O/S-T及び局内スピリッタ）については、特段低廉化されおりません。

84 将来原価方式で算定した接続料は、当方式が算定期間を通算してコスト回収を図る方式であることから、前提条件と実績が大幅に乖離しない限り料金見直しは行わない考え方です。従って、現時点でのO/S-T及び局内スピリッタの接続料金を見直す考えはありません。（NTT東日本）

2. 税込額 2-1 増税回算伝送用端末 2-1-1 東日本料 2-2...高水料	
区分	料金額
(2) 東日本電信電話㈱ 増税回算料金額(2名会員) 2名会員料	1,049円
(3) 光信号局内伝送用端末料金(2名会員) 2名会員料	1,049円
(4) 光信号局内伝送用端末料金(2名会員) 2名会員料	1,049円
(5) 光信号局内伝送用端末料金(2名会員) 2名会員料	1,049円
2-102. 増税回算料金額	1,049円

光信号局内伝送機能を用いることにより、料金見直しを行ったが、これは設備構成が大きく変わったからであり、また、それと併せて、光信号局内伝送機能に係るコストについても見直しが行われている。

接続料原価見直し案

2-11. その他の回算額  
【東日本電信電話株式会社】

区分	料金額	区分	料金額
(19) 増税回算料金 内伝送用端末 【東日本電信電話株式会社】	368円	1回換算ごとに 月額	350円
(19) 増税回算料金 内伝送用端末 【東日本電信電話株式会社】	350円	1回換算ごとに 月額	350円
(19) 増税回算料金 内伝送用端末 【東日本電信電話株式会社】	350円	1回換算ごとに 月額	350円

XII その他  
意 見

意見25 自己資本コストについては、他の公益企業等の事例も参考に、抜本的なルール見直しを行つていただくことを要望する。

86 接続料原価に算入する自己資本コストについては、指定電気通信設備の安定的な維持・運営を行つていくことが可能な水準であることが企業経営上必要と考えます。  
しかしながら、現行省令で採用している主要企業自己資本利益率（過去5年平均値）については、リスクフリーレート

法である。  
このような将来原価方式によつて算定された接続料は、前提条件と実績が大幅に乖離しない限り料金見直しは行わない考え方です。従つて、現時点でのO/S-T及び局内スピリッタの接続料金を見直す考えはありません。（NTT東日本）

85 将来原価方式で算定した接続料は、当方式が算定期間を通算してコスト回収を図る方式であることから、前提条件と実績が大幅に乖離しない限り料金見直しは行わない考え方です。従つて、現時点でのO/S-T及び局内スピリッタの接続料金を見直す考えはありません。（NTT西日本）

考え方25 第一種指定期間に係る接続料の算定に用いる自己資本利益率については、昨年12月11日の電気通信事業部会における議論のとおり、主要企業自己資本利益率がリスクフリーレートの過去5年間の平均より水準より低く抑えられ、接続料規則第12条によつて計算される自己資本費用が少なく計上されてしまうことから、結果として接続料金が低廉なものになつていことから、また、平成13年度単

再 意 見

再意見25 リスクの低い金融商品とは、日本市場において格付けのより高い企業の社債等の平均値であり、それを指標にするべき。

の5年平均を下回る状況にあり、今後もこれが適用されると、指定電気通信設備の維持等に影響を与えるおそれがあることから、長期的な事業の維持を前提とする他の公益企業等の事例も参考に、抜本的なルール見直しを行つていただくことを要望します。（NTT東日本）

最近5年間の主要企業自己資本利益率及びリスクフリーレート(10年もの国債利回り)の水準

区分	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H9～H13平均
主要企業自己資本利益率	3.04%	1.18%	0.50%	2.47%	▲0.76%	1.37%
リスクフリーレート	2.20%	1.50%	1.69%	1.64%	1.29%	1.66%

2.7 接続料原価に算入する自己資本コストについては、指定電気通信設備の安定的な維持・運営を行つていくことが可能な水準であることが企業経営上必要と參考です。  
しかしながら、現行省令で採用している主要企業自己資本利益率（過去5年平均値）については、リスクフリー率の5年平均を下回る状況にあり、今後もこれが適用されると、指定電気通信設備の維持等に影響を与えるおそれがあることから、長期的な事業の維持を前提とする他の公益企業等の事例も参考に、抜本的なルール見直しを行つていただくことを要望します。（NTT西日本）

最近5年間の主要企業自己資本利益率及びリスクフリーレート(10年もの国債利回り)の水準

区分	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H9～H13平均
主要企業自己資本利益率	3.04%	1.18%	0.50%	2.47%	▲0.76%	1.37%
リスクフリーレート	2.20%	1.50%	1.69%	1.64%	1.29%	1.66%

まうとのことだと推察されます。  
10年もの国債は、現状では、もはやリスクフリーとはいえないのではないでしょか。著名な格付け機関である、ムーティーズの日本の円建て長期国債の格付けは、現在「A2」であり、先進諸国内ではもつとも低いものとなっております。中立的な機関が、日本の長期国債の債務不履行（デフォルト）のリスクは小さくないと評価しておりますので、日本国債が接続料規則第12条3項にいうリスクの低い金融商品になれるかのについて疑問の余地があります（同社のNTT殿の格付けはAa2で日本の長期国債よりは、少なくとも高い格付けです）。

また、もうひとつの著名な格付け機関であるスタンダードアンドプアーズでも日本国債についてほぼ同様の評価をしております。

現在のように、財政赤字を賄うために国債が大量発行されるマーケットの状況下におきましては、需給バランスが大きく下落します。結果として国債利回りは上昇します。しかし、最近は、安心できる投資資産の減少から国債利回りは低下傾向にあります。いずれにしても国債利回りは、市場の状況によって大きく変動する可能性が十分あります。

現状の不完全なマーケットの状況下において、その利回りが大きく乱高下する可能性がある国債利回りは、もはや、その性格が以前とは違ったリスクフリーと言えなくなつたこと、市場環境に大きく左右される国債は、販売活動の成果を判定する事業会社の利益率を算定する際の参考指標にするのにはなじまないこと等から、NTT東西殿の論点は根拠に乏しいといわざるを得ないと考えます。それゆえ、リスクの低い金融商品とは、日本市場において格付けのより高い企業の社債等の平均値であり、それを指標にすべきだと思料します。  
さらに、自己資本費用の算定につきましては、NTT東西殿は独占力を有する指定電気通信事業者であることから、その独占度合いを考慮に入れ、主要企業自己資本

の5年平均を下回る状況にあり、今後もこれが適用されると、指定電気通信設備の維持等に影響を与えるおそれがあることから、長期的な事業の維持を前提とする他の公益企業等の事例も参考に、抜本的なルール見直しを行つていただくことを要望します。（NTT東日本）

最近5年間の主要企業自己資本利益率及びリスクフリーレート(10年もの国債利回り)の水準

区分	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H9～H13平均
主要企業自己資本利益率	3.04%	1.18%	0.50%	2.47%	▲0.76%	1.37%
リスクフリーレート	2.20%	1.50%	1.69%	1.64%	1.29%	1.66%

年度のリスクフリーレートと比較すれば上回るものであることから、現状においては現行の算定方法が適当と考えられる。

	<p><b>意見 26 情報通信審議会等における答申等において、接続約款に反映させるべき等と記載された事項については、仮に反映できないと判断された場合には、その理由について開示願いたい。</b></p>	<p>再意見 26 情報通信審議会答申において、措置すべきとされた事項については、適切な措置を行っております。（ＫＶＨ）</p> <p>8 7 情報通信審議会答申において、措置すべきとされた事項については、適切な措置を行っております。（ＮＴＴ東日本）</p> <p>○局内光ファイバ接続料認可時の「考え方」への対応状況</p> <table border="1" data-bbox="659 608 1235 1276"> <thead> <tr> <th>答申</th><th>対応状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 貴社において、端末系・中継系光ファイバ設備及び光局内伝送路設備による接続の申し込みの日から接続の日までの接続的処理時間を見込まずつゝ運営やがに設定を行うこと</td><td>・光回線設備の接続申込から接続の日までの標準的期間については、現在、接続料見込の段階で申請を申請中。</td></tr> <tr> <td>2. 貴社において、ケーブルの配線の実際（床面積占有の実効）を閲覧し、次回の接続料見込の際に土地・建物に係る費用について必要な見直しを行うこと</td><td>・平均的な内局内ケーブル量に対する局内ケーブル配線スペースから算定した局内ケーブル配線スペース（1.4）を考慮した占地面積により土地・建物コストを算定。</td></tr> <tr> <td>3. 貴社において、芯数の多いケーブルの使用実績が増加している場合には、次回の接続料見込の際にケーブル規格別の接続料を設定しないこと</td><td>・接続事業者の局内ケーブルの利用実績（H14.9月末）は、4芯ケーブル以下が92.5%と芯数の多いケーブルの利用率は低いことから、ケーブル規格別の接続料を設定しない。</td></tr> <tr> <td>4. 貴社において、つなぎ込み工事の際にCTFへのつなぎ込み工事費の見直しを行い、また、これを接続料に含めて算定すること</td><td>・ケーブル設置とつなぎ込み工事は異なる工事であり、同時に工事となることや、つなぎ込み工事の見直しの際にケーブル規格別の接続料は算められないことから、接続料は事業者間の負担の公平性が保たれないことから、從来どおり工事料で回収</td></tr> </tbody> </table> <p>8 8 情報通信審議会答申において、措置すべきとされた事項については、適切な措置を行っております。（ＮＴＴ西日本）</p>	答申	対応状況	1. 貴社において、端末系・中継系光ファイバ設備及び光局内伝送路設備による接続の申し込みの日から接続の日までの接続的処理時間を見込まずつゝ運営やがに設定を行うこと	・光回線設備の接続申込から接続の日までの標準的期間については、現在、接続料見込の段階で申請を申請中。	2. 貴社において、ケーブルの配線の実際（床面積占有の実効）を閲覧し、次回の接続料見込の際に土地・建物に係る費用について必要な見直しを行うこと	・平均的な内局内ケーブル量に対する局内ケーブル配線スペースから算定した局内ケーブル配線スペース（1.4）を考慮した占地面積により土地・建物コストを算定。	3. 貴社において、芯数の多いケーブルの使用実績が増加している場合には、次回の接続料見込の際にケーブル規格別の接続料を設定しないこと	・接続事業者の局内ケーブルの利用実績（H14.9月末）は、4芯ケーブル以下が92.5%と芯数の多いケーブルの利用率は低いことから、ケーブル規格別の接続料を設定しない。	4. 貴社において、つなぎ込み工事の際にCTFへのつなぎ込み工事費の見直しを行い、また、これを接続料に含めて算定すること	・ケーブル設置とつなぎ込み工事は異なる工事であり、同時に工事となることや、つなぎ込み工事の見直しの際にケーブル規格別の接続料は算められないことから、接続料は事業者間の負担の公平性が保たれないことから、從来どおり工事料で回収
答申	対応状況											
1. 貴社において、端末系・中継系光ファイバ設備及び光局内伝送路設備による接続の申し込みの日から接続の日までの接続的処理時間を見込まずつゝ運営やがに設定を行うこと	・光回線設備の接続申込から接続の日までの標準的期間については、現在、接続料見込の段階で申請を申請中。											
2. 貴社において、ケーブルの配線の実際（床面積占有の実効）を閲覧し、次回の接続料見込の際に土地・建物に係る費用について必要な見直しを行うこと	・平均的な内局内ケーブル量に対する局内ケーブル配線スペースから算定した局内ケーブル配線スペース（1.4）を考慮した占地面積により土地・建物コストを算定。											
3. 貴社において、芯数の多いケーブルの使用実績が増加している場合には、次回の接続料見込の際にケーブル規格別の接続料を設定しないこと	・接続事業者の局内ケーブルの利用実績（H14.9月末）は、4芯ケーブル以下が92.5%と芯数の多いケーブルの利用率は低いことから、ケーブル規格別の接続料を設定しない。											
4. 貴社において、つなぎ込み工事の際にCTFへのつなぎ込み工事費の見直しを行い、また、これを接続料に含めて算定すること	・ケーブル設置とつなぎ込み工事は異なる工事であり、同時に工事となることや、つなぎ込み工事の見直しの際にケーブル規格別の接続料は算められないことから、接続料は事業者間の負担の公平性が保たれないことから、從来どおり工事料で回収											

考え方  
光回線の接続は既にCTFにつなぎ込みたがうのコネクターが取り付けられたり、CTFにつなぎ込みたがうの工事に及ぼすものがあることは認められますが、また、つなぎ込み工事の接続料と別に請求することは認められない。NTT西日本・日本において、次回の接続料の見直しの際にCTFのつなぎ込み工事の見直しを行い、また、これを接続料に含めて算定するうえ、つなぎ込み工事の見直しを行なうことを要請する。  
（※日本電気通信会議会議事務局より提出された資料）

－ 品川支店（本部）より提出された資料  
（2001年9月21日付）

○局内光ファイバ接続料認可時の「考え方」への対応状況

答申	対応状況
1. 貴社において、端末系・中継系光ファイバ端末及び光端内伝送路設備の申込から接続の日までの接続料の算定を実施する際の目までの標準的な必要な見直しを行うこと	・光回線設備の機器申込から接続の日までの標準的な期間に間にあれば、現在、接続料の算定を実施する際の目までの標準的な必要な見直しを行うこと
2. 貴社において、ケーブルの配線の実測（床面積占率の実測）を算定し、次回の接続料見直しの際に土地・建物に係る費用について必要な見直しを行うこと	・平均的な局内ケーブル量に対する局内ケーブル配線スペースから算定した局内ケーブルの算定額（1.44）を考慮して占用面積により土地・建物コストを算定。
3. 貴社において、芯線数が多いケーブルの費用が増加している場合には、次回の接続料見直しの際にケーブル規格別の接続料を設定すること	・接続事業者の局内ケーブルの利用実績（H14.9月末）は、4芯ケーブル以下が92.5%と芯線数の多いケーブルの利用実績は低いことから、ケーブル規格別の接続料を設定しない。
4. 貴社において、次回の接続料見直しの際にCTFへのつなぎ込み工事料の見直しを行い、また、これまで接続料に含めて算定すること	・ケーブル敷設どつなぎ込み工事料は異なる工事であり、同時施工とならないことや、つなぎ込み工事料は利用事業者により異なり、既につなぎ込み工事料を接続料に含めた場合は事業者間の負担の公平性が保たれないとから、尚未どおり工事料で回収。
再意見27-1 ユーザ料金と接続料の関係の検証について は從来から実施しており、今回も申請時に公表している。	
意見27 利用者向け料金と接続料の検証を速やかに実施すべき。また、その課程において、資料を公表し、意見募集を行うことが適当。	
29 利用者向け料金と接続料の検証 「NTT時代の接続ルールに関する研究会」報告書（平成14年7月2・3日）および「NTT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方にについての最終答申」（平成14年8月7日）において、下記のように「接続料と利用者料金との関係」を検証すべきとの指摘がされております。 ・「接続料をより適正なものとするという観点から、接続料の検証を併せて行うことが適当である。」「原価算定をより適正なものとするという観点から、接続料の認可時に、利用者料金との関係についての検証を併せて行うことが適当である。具体的には、総務省は、接続料	
考え方27 「NTT時代の接続ルールに関する研究会」の報告書を踏まえ、接続料と利用者料金の関係を検証することが必要である。具体的には、NTT東西は総務省に対し、利用者料金、同サービスを提供するのに必要な第一種指定電気通信設備に係る1加入者あたりの接続料等検証に必要な資料を提出し、総務省においてその検証した結果を接続委員会において報告することが適当である。 ただし、1加入者あたりの接続料	
90 ユーザ料金と接続料の関係の検証については從来から実施しております。また、フレッツサービスについても検証を行っております。 当社としては、現在行っている検証で問題はなく、ご指摘のような新たな認可条件等を設ける必要はないと考えます。（NTT東日本）	

設定時及び改定時に、検証に必要な資料の提出を東・西NTTに求めることが適当である。」  
「東・西NTTにおける営業費が適正なものであるかどうかについて個々のサービス毎に検証することとし、東・西NTTが自ら付け加える営業費が不當なものであり、競争事業者が対等に競争することが困難であると判断される場合には、必要に応じて接続料と利用者料金の関係を是正することが必要である。」

今回の接続料金の認可にあたっては、上記の検証を行い、接続料の水準および営業費が適当であると判断されることとが条件であると考えます。貴審議会および総務省殿においては、すみやかに検証を実施していただき、NTT東西殿から提出されたコスト情報および検証の結果を可能な限り詳細に公表していただきたいと考えます。また、その検証過程においては、広く意見を求めることが、透明性確保・検証の精緻化を図る上で適当であると考えます。具体的には、本接続約款案に対する再意見の募集にあわせ、資料の公表・意見募集を行なうことが必要と考えます。

なお、接続会計においては、利用部門費用について詳細な配賦基準等が定められておりませんが、それに代えてNTT東西殿の提出する営業費・サービス別の配賦基準の正確な申告および適正性を確保するため、独立した外部監査等によりチェックを行うことが必要と考えております。(J-T)

30 接続料と利用者料金との関係の検証について  
今回NTT東西殿より申請のなされた接続料については、昨年7月の「J-T時代の接続ルールに関する研究会報告書」に記載されているとおり、認可にあわせて利用者料金との関係について検証がなされるものと理解しておりますが、その際には今回認可申請がなされている全てのサービスを対象に検証を行つて頂くことを強く希望致します。  
また、その検証結果については、再意見募集などの認可前において一般に公表し、関係者から幅広く意見を募るべきと考えます。(J-FON)

の算定において、設備当たりの収容ユーザ数等企業の営業情報が含まれることから、これらを公表することは適当でない。

再意見27-2 (意見27同旨)

91 日本テレコム株式会社殿の意見に賛同致します。  
「J-T時代の接続ルールに関する研究会」報告書（平成14年7月23日）にありますとおり、今回のNTT東西殿の接続料認可にあたっては、利用者料金と接続料の関係について検証を行い、接続料の水準および営業費が適当であると判断されることが条件であると考えます。  
今回の再意見募集においては、これらの検証結果の公表がなされませんでしたが、今後、接続料が認可される以前において、早急に検証結果についての公表・意見募集がなされるべきと考えます。(J-FON)

92 日本テレコム殿及びジェイフォン殿より提出された意見のとおり、弊社といたしましても、御省は接続料と利用者料金との関係の検証を実施し、その結果を公表し、た上でパブリックコメントの募集をすべきと考えます。  
その場合、NTT東西殿のコストデータについては詳細にご開示いただくよう要望いたします。(C&W)

93 接続料と利用者料金の関係について  
日本テレコム株式会社殿およびジェイフォン株式会社殿の意見に賛成いたします。  
接続料と利用者料金の関係について検証を行つていただけますよう強く要望いたします。(イー・アクセス)


再意見28 長期増分費用方式で算定する接続料金にも  
アウトソーシング効果を反映すべき。

考え方28  
本件の諮問対象ではない。

9.4 長期増分費用方式による接続料金については、別の場で議論していると理解しておりますが、以下の答申を理由に長期増分費用モデルにアウトソーシング効果が反映されていない場合には、長期増分費用モードルに用いている効率化係数に実際費用方式において既に見込まれているアウトソーシング効果を見込む等により、長期増分費用方式で算定する接続料金にも平成14年度における効率化として反映すべきと考えます。(KDDI)

3 人材の入出力  
(2) 人材の考え方  
⑥ たとえば、ドミニクは自らの入力内容(営業担当、技術的調査年報、販売戻り金額、税金等)についても、予測ドミニクや過去の実績を用いた場合には、可能な限りこれ以上料金を請求する工具がある。ただし、毎月データや相手事業者にて入力が手作業である場合、一部の費用が高くなる場合、料金が高くなる場合がある。  
(民間部門担当モードルの見直しと改定に関する検討会の発表について 一平成14年9月13日-P.21)

再意見29 NTT東西独自の判断のみにより接続料金を決定するのではなく、接続事業者の要望を十分に考慮し決定することが必要である。

考え方29  
ADSL開通工事費及び光回線収容替え工事費等については、現在、NTT東西において料金を設定し、NTT東西から利用者に対して請求を行っているところであるが、具体的な要望があれば、NTT東西において必要な検討を行うべきである。

9.5 ADSLの接続料金  
ADSLサービスにおいては、利用者料金の設定事業者が利用者の方にわかりにくく、特にADSL開通工事費及び光回線収容替え工事費等は、ADSLサービスに深く関連しているものにもかかわらず、從来から、NTT東西による料金設定が行われているところです。このように、接続事業者がワンストップサービスを行うことによって、より利用者利益の向上がはかれる場合がありますので、NTT東西独自の判断のみにより接続料金するかどうかを決定するのではなく、接続事業者の要望を十分に考慮し決定することが必要です。(イ)

		<p>一・アクセス</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>再意見30 コロケーション費用のうち、ビル別電気料、設備使用料の単価を開示し、認可申請対象とすべき。また、NTT東西のユニバーサルサービスで確保している電源設備を除いた設備使用料とすべき。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>考え方30 電力設備の使用料等については、設備形態に応じて複数の料金が存在し得ることから、予めこれらを算定、公表することは多くの労力を要するものが予想される。しかしながら、接続事業者において自らの支払う電気料及び設備使用料の検証を行なうことを可能とするために、NTT東西において、他事業者の要望に応じて、再意見30にあるような項目別の料金の提示等を行うべきである。また、そのような措置を踏まえ、必要に応じて、更に透明性を高めるための取組みを行うことが期</p> <p>96 弊社は毎月億円単位でコロケーション費用（スペース料、電気料、設備使用料）をNTT東西に支払っております。それは、DSLのコストの大部分をしめ、またNTT東西へ支払う費用（接続料金・自前工事費用・回線費用など）のうち、最も大きな費用となっています。ところが、コロケーション費用のうち、ビル別スペース料は単価がすでに開示されていますが、ビル別電気料、設備使用料は開示されません。金額が大きいにもかかわらず、単価が開示されていないのは非常に問題であると考えます。</p> <p>弊社はNTT東西の各支店にビル別電気料、設備使用料の単価を開示していただけるよう要望しましたが、まだNTT東西日本的一部エリアしか開示を受けています。単価を開示しない理由としては、「設備を発注する先に原価を知られたくないから」「接続料金を設備数で割れば単価はわかる」などと伺っておりますが、弊社のみだけ高い単価で算定しているのではないか、NTT東西のフレッツのコロケーション分まで接続事業者が負担しているのではないか、すぐに単価を提出できないのには適当に算定しているからではないか、と単価について不透明感を払拭できません。</p> <p>また、NTT情報webステーション等でも電源不足など続いているビルが多いというのが現状ですが、それほど設備使用効率が高くなっているのに、設備使用料の単価が上がるのは不適切と考えます。ところが、設備使用料の単価は開示されておらず不透明なため、論理的に</p> </div>

単価の高い低いを指摘することができます、各支店との契約時にもめる原因などなっています。単価が決まっていて開示いただけるのであれば、各支店とは設備数の確認を行なうだけではなく、もめることもなくなると考えます。

コロケーション費用の単価については、紛争処理委員会でも個別案件で対応していただくことも可能かと思いますが、接続料金の単価ですので、総務省の認可事項の範囲に含めたいだけるよう強く要望いたします。

したがいまして、今回の認可申請とは別に、ビル別のコロケーション費用の電気代、設備使用料についても認可申請対象としていただき、NTT東西が早急に認可申請を行うよう強く要望いたします。

これまでのNTT東西の説明から少なくとも下記の項目を開示いただけますよう要望いたします。

#### 【設備別単価】

(なお、電力設備についてはDC/ACと別での単価が必要)

ビル名	電気料 (基木料 金)	電気料 (重 量料 金)	メタ ロ シ ク シ ク シ ク	二 重 床 代	空調 (電 気 代)	H O I B S	共用電力設備※					小 計
							受 電 改 備	電 設 備	蓄 電 池	U P S		
△ビル	円/A	円/A	円/A	円/m <sup>2</sup>	円/kw	円/m <sup>2</sup>	円/A	円/A	円/スト	円/A	円/A	円/A

#### 【設備別単価の算定根拠】

(ビル名) DC48Aなどに換算して算定する

①	全 利 用 可 能 數	単 位 A	円 △ A	円 △ A	年 △ A	円 △ A							
②	ユニバーサルサービス利用可能数	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
③	コロケーション設備利用可能数	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
④	取得固定資本価額	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑤	正味固定資産価額	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑥	ユニバーサルサービス利用実績額	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑦	コロケーション設備利用実績額	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑧	コロケーション実際原価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑨	平均使用年数	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑩	コロケーション設備再取得原価額相当	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑪	設備管理運営費相当	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑫	他人資本費用	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑬	自己資本費用	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑭	税金その他の税金利益対応税	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑮	合計	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

- ・①=②+③
- ・⑧= (⑤×①×③) /⑦
- ・⑩は③に応する部分の再取得価額
- ・⑪は⑩で算定した場合の⑧に相当する額
- ・⑧および⑨は⑪が適正なものであるかを判断するために必要
- ・⑫～⑯は⑪により算定
- ・⑯=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰

もし、設備使用料の単価について開示ができなかつた場合でも、総務省において、その適切性をチェックしていただけますよう強く要望いたします。  
 特に、NTT情報webステーション等で電源のリソースがOD判定（電源容量なし）となつてゐるビルについては設備使用効率が高いので、平成12年度、平成13年度、平成14年度になるにつれて単価が下がついくべきと考えます。

その際に特にお願いしたい事項としては、NTT東西のユニバーサルサービスで確保している電源設備の使用効率と接続事業者に割当られている電源設備の使用効率を分けて算定いただけよう強く要望いたします。なぜなら、電源不足という状況は接続事業者には電源なしでもユニバーサルサービス分としては確保していることがあり、その設備使用効率は当然異なると考えられるからです。（イー・アクセス）

再意見3.1 コロケーション費用のうち、スペース料の算定根拠について、不明な点を明らかにされたい。

考え方3.1

以下のとおり、NTT東西から当審議会宛以下のような追加説明がなされている。

9.7 通信用建物・土地算定根拠資料ありますが、平成13年度と平成14年度の単価を比較しましたところ、下記の疑問点がありますので見直しいただけるよう強く要望いたします。弊社がサービス展開しているビルのみチェックしただけでもこれだけの不明点がありますので、全ビル精査が必要かと考えます。

札幌1外ビルでは下記のとおり、利用可能面積が少なくなっているのに取得固定資産額類が同じであるため1坪あたりの取得固定資産額は152%にあがっています。ところが、単価（1m<sup>2</sup>ごとの年額料金合計）としては昨年度と比較して94%以下がっています。他のビルが取得固定資産額と単価が運動しているのに、このビルのみ運動しておらず、単価の算出過程でNTT東日本が恣意的に価格操作を行っているのではないかと疑わざるをえません。

○ 同一敷地内に当社資産のビルとNTTコミュニケーションズ資産のビルがある場合、土地は両社で共有しております、昨年度までの算定根拠では、当該の土地全体の取得固定資産額を全体の利用可能面積で除して算定しておきましたが、今年度からは算定根拠上明示するために当社分のみを表すこととしました。しかし、昨年度の単金算定の際に、東日本分の取得固定資産額を全体の利用可能面積で除して算定しておいたため、今年度から東日本分の取得固定資産額を東日本の利用可能面積で除すよう改めたものです。（NTT東西日本）

[通信用建物・土地算定出資資料より抜粋 (平成13年度 p.2、平成14年度

p.2)]

登記用建物名 土地	登記用建物名 社屋1号	①平成13年度		②平成14年度		前年度比(②/①)
		利用可能面積 取扱固定資産価額(百万 円)	31,005	20,02	68%	
1mあたり(円/m <sup>2</sup> )	87.0	87.0	100%			
他人資本費用	2,807	4,266	152%			
自己資本費用	45	30	100%			
税金	30	33	110%			
現金	4,038	3,764	93%			
1mごとの年額料金合計	4,134	3,872	84%			

下記のビルについて、土地の利用可能面積が減少しています。同時に取得固定資産価額も同じ比率で減少しているため、単価には影響ありませんが、地方のNTTコミュニケーションズのビル（または同一敷地内にNTTコミュニケーションズのビルがある）と東京支店エリアのみです。NTT東西とNTTコミュニケーションズの間で資産の取引がいまにあるのかどうか、なぜ東京支店にこのような現象が集中するのか、疑問に思います。このような重要な変更事項についてNTT東日本・NTT西日本から適切にご説明いただけますようう要望いたします。

- 同一敷地内にNTT東西資産のビルとNTTコミュニケーションズ等資産のビルがある場合、土地は両社で共有しております。昨年度までの算定根拠では、当該土地全体の取得固定資産価額を全体の利用可能面積で除しておりましたが、今年度からは算定根拠上明示するために当社分のみを表すこととしました。ご指摘のとおり、利用可能面積と取得固定資産価額を同じ比率で分割しているため、今回算定した単価の分割に伴う影響は出ておりません。
- また、新築、落合別館、石神井の各ビルにおいては、H13年度中に道路拡張工事に伴う土地収容、土地の一部売却等により土地面積が減少したため、利用可能面積と取得固定資産価額を同じ比率で減少させています。（NTT東西日本・西日本）
- 【土地共用のケース】  
新宿2、新桜秋田、山形、福島花園、新宿  
霞ヶ関、荻窪、落合別館、石神井、新立川  
(NTT西日本 NTTcom) 富山  
【面積減少のケース】  
新宿、霞ヶ関、落合別館、石神井
- ご指摘のビルの建物については、増床等を伴わない外壁補修などの修繕や建物内の改修等によって取得固定資産価額が増加しております。（NTT西）
- 下記のビルについて、通信用建物の利用可能面積は同じであるのに、取得固定資産価額が増加しております。その結果、単価も上昇しております。他のビルは単価が下がってスペース料の単価も下がっているのに、単価が上昇するのは特別な理由がないかと考えます。しかもこの現象は一部の支店のみに固まっています。NTT西日本が何か意図的に価格操作をしているので

はないと疑わざるをえません。このような重要な変更事項についてNTT西日本から適切にご説明いただけますよう要望いたします。

【通信用建物の利用可能面積は同じであるのに、取得固定資産価額が増加しているビルの例】

(NTT西日本) 名古屋支店 千種第二、天白、高蔵寺、春日井坂下

(NTT西日本) 大阪支店 大阪港、長居、大阪平野、大阪北、

(NTT西日本) 兵庫支店 灘2、桜谷、尼崎東

下記のビルについて「税金 その他」の単価が上昇しています。同じエリアの他のビルが税金があがつていなければ、一部のみ税金が上昇する理由がわかりません。NTT東日本・NTT西日本から適切にご説明いただけますよう要望いたします。なお、この現象は弊社エリア外のビルでも多数存在します。

【土地の「税金 その他」の単価が上昇しているビルの例】

(NTT東日本) 青森支店 松森

弊社がコロケーションをすでに行っている下記ビルについて、単価が開示されておりませんので、追加で開示いただけますよう強く要望いたします。ビルオーナーがNTTコミュニケーションズであっても、指定電気通信設備に関する情報については情報を開示すべきと考えます。

【追加で情報開示を要望していただきたいビル名】

(NTT東日本) 第二函館、青森2、新水戸、宇都宮中河原、前橋下冲、女池、石堂  
(NTT西日本) 熱田別館、東海岸本、曲金、岐阜金

○ 土地に係る年額料金の「税金 その他」には、固定資産税及び都市計画税が含まれております。ご指摘の松森ビルについては、敷地が2つの地番に跨っております。昨年度はそのうちの1つの地番のみの「税金 その他」の金額を算定しておりましたが、今年度は実際の土地区画に合わせて両方の地番の「税金 その他」の金額を算定するよう改めたものです。

なお、その他のビルにおいても、基礎面積等の変動により「税金 その他」の金額が上昇することがあります。(NTT東日本・西日本)

○ ご指摘いただいたビルについては全てNTTコミュニケーションズ様のビルですが、当社が賃借している当該通信用建物について接続に必要な他事業者様の接続を設置する際は、当社が支払っている賃借料を基礎として算出しております。

その契約内容の詳細については、当社とNTTコミュニケーションズ様の二社間の契約事項に関する情報であること、及び他事業者様がコロケーションをされる場合には個別の契約で費用を掲示させて頂いていることから広く公表している接続料款で開示する必要はないと考えております。

	<p>町、三重津南、西念、西開発、奈良大 安寺、和歌山別館、鳥取南、徳島C、 高知別、大分原新町、長崎別1、鹿児 島NW</p> <p><b>再意見 3-2 ビル情報を追加する際は、昨年度の単価を 同時に開示すべき。</b></p> <p>9-8 NTT東日本では92ビル、NTT西日本では299 ビル、情報が追加されますが、新しく情報を追加す る際は、昨年度の単価も同時に開示いただけますよう要 望いたします。（イー・アクセス）</p>	<p>考え方 3-2  <input checked="" type="radio"/> 接続事業者の要望に応じ、随时 提示すべきである。</p> <p><b>再意見 3-3 接続約款に規定されていない「設備設置調 査」を接続事業者に要望し、その費用を請求する ことは不適切である。</b></p> <p>9-9 NTT西日本から相互接続点調査を必要としない工 事にかかる自前工事申込書受付前に「設備設置調査」の 実施を要請されています。この「設備設置調査」は接続 約款で規定されているわけではなく、NTT西日本から は「接続約款の相互接続点調査を準用する」という説明 額とすることが強く期待される。      を打合せにて受けただけです。NTTビル内でいわゆる      「横つなぎ」を行う際にについては相互接続点調査が準用 される旨の公表がありましたが、このような「設備設置 調査」が必要という内容は、現在のところ正式文書とし て公表されておりません。接続約款に規定されていない 調査を要望し、その費用を請求することは不適切と考え ます。      「設備設置調査」が本当に必要なのかどうか、総務省 にご判断いただきたいとともに、必要であれば接続約款 に手続きを定めていただけますよう強く要望いたしま</p>
--	---	--

	<p>す。(イー・アクセス)</p>
	<p>再意見 3 4 今後も網改造が必要な場合においても暫定運用等の柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>100 本機能〔ISM 折返し機能〕(料金)の追加により、容易にいわゆる定額制PHSサービスの提供が可能となりますが、本機能の提供に必要となる網改造完了前から暫定運用を行うことにより、早期提供を可能にしていただいたものと理解しております。 今後も接続事業者が新たなサービス提供を迅速に行えるようにするためにも、網改造が必要な場合においても暫定運用等の柔軟な対応をお願いしたいと考えます。(DDI ポケット)</p>

考え方 3 4

